

# 県出資団体等調査特別委員会

## 調査結果報告書

平成 22 年 9 月 22 日

茨 城 県 議 会

平成 22 年 9 月 22 日

茨城県議会議長 西 條 昌 良 殿

県出資団体等調査特別委員会

委員長 鶴 岡 正 彦

県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

平成 21 年第 1 回定例会において本委員会に付託された「県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

# 目 次

はじめに.....	1
<b>第1 調査方針及び調査経過.....</b>	<b>2</b>
1 調査方針.....	2
2 調査経過.....	4
(1) 精査団体・精査会計.....	5
(2) 準精査団体・準精査会計.....	5
<b>第2 県出資団体等の改革方向.....</b>	<b>6</b>
1 総論.....	6
(1) 改革における基本的認識.....	6
(2) 削減目標等.....	7
2 精査団体・精査会計の改革方向.....	10
3 準精査団体・準精査会計の改革方向.....	21
<b>第3 財政健全化の視点からの対策.....</b>	<b>25</b>
1 県財政への影響.....	25
2 保有土地対策.....	28
3 今後の保有土地対策の方向性等.....	31
4 県財政運営のあり方等.....	35
おわりに.....	37
<b>参考 県出資団体等の現状と課題.....</b>	<b>38</b>
<b>付属資料.....</b>	<b>60</b>

## はじめに

本県財政は、今、かつてない危機的状況に瀕しており、財政健全化への取り組みが県政上、喫緊の課題となっている。

こうした中、県出資団体や特別会計・企業会計は、多種多様な分野で、県行政の補完あるいはプロジェクト完遂のため、時限的に設立されたが、景気低迷の長期化や、民間との競合、経営の自立化・効率化など、時代の変化や要請に対して、十分に対応することができず、経営破たんを回避しようと、県の損失補償や債務保証がある金融機関からの借入金や、県補助金、あるいは一般会計からの繰入金などに依存している。

特に、県住宅供給公社、県土地開発公社、県開発公社の3公社に対する、平成18年度から22年度当初予算までの支援額は、518億円にのぼり、つくばエクスプレス沿線開発の追加対策として、324億円が措置済みである。

さらに、3公社やTX沿線開発等の保有土地に係る実質的な将来負担見込額は、平成21年度決算ベースで約1,890億円と見込まれ、今後20年間、毎年100億円程度の支出を県財政に負担させようとしている。

このままでは本県財政の硬直化が進み、健全化への道筋を危うくするばかりでなく、県民の行政不信を増幅することが危惧される。

よって、過去3回の県出資団体の調査特別委員会と財政再建等調査特別委員会の調査結果を踏まえ、平成21年第1回定例会に設置された本委員会では、県出資団体等の抜本改革や保有土地対策を「県財政の健全化」の視点から検討したところであり、財政運営のあり方も含め提言を行った次第である。

調査結果として特筆すべき点は、以下のとおりである。

第一に、本県財政の健全化を図るため、県住宅供給公社の早期解散の方向性を示したことである。すなわち、平成22年中に破産手続きを開始し、第三セクター等改革推進債の活用に当たっては、県財政の中長期見通しや保有土地対策の全体計画などと連動させるよう求めた。併せて、知事等の責任を明確にするよう求めた。

これに対し県では、公社破産の準備段階に入り、平成22年第3回定例会に、第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案、歳出歳入補正予算案、知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提案したものである。

第二に、県出資団体等改革について、委員会として削減目標を設定したことである。団体数や人的・財政的関与について、全体的な数値目標を掲げることで、改革のスピードアップを図った。

第三には、3公社やTX沿線開発等の保有土地について、早期処分促進や造成経費等の圧縮など将来負担の縮減を求めたことである。

本委員会は、設置以来16回にわたる熱心な調査・審議の集大成として、ここに報告するものである。

# 第1 調査方針及び調査経過

## 1 調査方針

### (1) 調査目的

県出資団体は、県行政を補完するものとして、県民生活に深い関わりを持ちながら、今日までその役割を果たしてきた。しかしながら、社会経済情勢の急激な変化の中で、経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど、多くの問題が顕在化している。

県議会としても、これまで三度にわたり調査特別委員会を設置し、改革工程表の作成など、経営健全化に向けた施策の提言を行ってきたところであるが、改革自体道半ばであり、公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の制定に伴う第三セクターの改革推進の必要性など、県出資団体のあり方そのものが問われてきている。

また、特別会計や企業会計の中には、多額の借入れや一般会計からの繰入れが恒常化し、県財政に大きな負担となっているものもあり、その対策が急務となっている。

そこで、県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方について、調査検討を行う。

### (2) 調査項目

県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について調査する。

#### ア 県出資団体関係

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の関与の状況、団体の経営状況等を踏まえ、特に県財政に与える影響が大きい団体を精査団体に選定し、次に課題の大きい団体を準精査団体に選定して、今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また、設立目的と現在の社会経済情勢を踏まえ、県出資団体に係る将来的な方向性についても併せて調査するものとする。

[調査内容]

- ① 精査団体の改革方策
- ② 準精査団体の改革方策
- ③ 県出資団体の将来方向

イ 特別会計・企業会計関係

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の財政状況を踏まえ、早急な対応を求められる会計を精査会計に選定し、次に課題が大きい会計を準精査会計に選定して、今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また、その他の特別会計・企業会計の改革方策についても併せて調査するものとする。

[調査内容]

- ① 精査会計の改革方策
- ② 準精査会計の改革方策
- ③ その他の特別会計・企業会計の改革方策

---

### **(3) 調査期間**

調査期間は、平成21年5月から平成22年9月までの概ね16か月とし、平成22年第3回定例会の期間中に調査結果の報告を行う。

## 2 調査経過

平成21年5月28日の第1回委員会以降、これまで16回の委員会を開催し、調査を行った。

まず、第1回委員会で、調査方針及び活動計画を決定し、これらに基づいて、平成18年の県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた取組状況や県出資団体及び特別会計・企業会計の現状及び課題について説明聴取を行い、第2回委員会で、県財政に与える影響等を考慮し、精査団体として7団体、精査会計として3会計を選定した。

次に、第2回定例会で議決され本委員会に委任された「地方自治法第98条第1項に基づき県出資団体の課題に係る対応について知事に報告を求める件」について、第3回委員会に知事の出席を求め、県出資団体等の経営悪化と県負担の増大に関し、その原因や今後の対応について集中審議を行った。その結果を踏まえ、第4回委員会では、課題に対する対応の明確化を求める知事への申し入れ事項を決定し、議長に報告を行った。

そして、第4回定例会では、それまでの精査団体及び精査会計の改革方針に係る審議内容や参考人の意見聴取結果を踏まえ、中間的な提言をとりまとめ、議長に報告を行った。

また、第7回委員会において、残る団体・会計から課題が多いものを準精査団体として9団体、準精査会計として3会計を選定し、課題への対応等について4回にわたって審議を行った。

平成22年第1回定例会には、「健全な財政運営を図るため計画的な保有土地対策の推進を求める決議」案を本委員会から発議し、本会議において可決された。

第12回～第14回委員会では、県出資団体やその他の会計の将来方向、平成22年度からの改革工程表について包括的な審議を行った。

さらに、保有土地対策全体の方向性を見極めるため、調査期間を3ヶ月延長し、第15回～第16回委員会では、茨城県住宅供給公社の解散処理、第三セクター等改革推進債の活用計画、今後の保有土地対策と中長期財政見通し、知事等の責任判断などについて集中的な審議を行った。

### (1) 精査団体・精査会計

選定の視点	精査団体	精査会計
保有土地及び 経営改善の必要性	① 茨城県住宅供給公社 ② (財)茨城県開発公社 ③ 鹿島都市開発(株) ④ 茨城県土地開発公社	① 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 ② 都市計画事業土地区画整理事業特別会計
改革効果の検証	⑤ (財)グリーンふるさと振興機構	③ 病院事業会計
自立的経営	⑥ (社福)茨城県社会福祉事業団 ⑦ (財)茨城県教育財団	

### (2) 準精査団体・準精査会計

準精査団体	準精査会計
① (財)茨城県青少年協会 ② (財)茨城県環境保全事業団 ③ (財)茨城県看護教育財団 ④ (株)いばらきIT人材開発センター ⑤ (財)茨城県農林振興公社 ⑥ (社)茨城県穀物改良協会 ⑦ (社)園芸いばらき振興協会 ⑧ (財)茨城県建設技術公社 ⑨ 茨城県道路公社	① 港湾事業特別会計 ② 流域下水道事業特別会計 ③ 県立医療大学付属病院特別会計



## 第2 県出資団体等の改革方向

16回に及ぶ今回の調査特別委員会の議論を踏まえ、今後の県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について、次のとおり提言する。

### 1 総論

#### (1) 改革における基本的認識

- かつてない危機的状況にある本県財政の健全化を、県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体や特別会計・企業会計の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべきである。
- 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要である。
- これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけであたかも公共性・公益性を有するかのようには誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべきである。
- 民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべきである。
- 出資団体の改革に当たっては、県財政が未曾有の危機的状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべきである。
- 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべきである。
- 設立当初の目的が薄れたり、一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計については、廃止を含めてあり方を検討すべきである。

## (2) 削減目標等

### ① 削減目標

○財政健全化を進めながらの県政運営においては、行政のスリム化が当然必要であり、県出資団体や特別会計・企業会計により実施してきた事業も、財政状況に応じて縮小しなければならない。

そこで、本委員会では、次のとおり削減目標を設定する。

項 目	平成 21 年度	目 標	
		平成 25 年度	平成 29 年度
県出資団体数※	55 団体	40 団体程度 (-15)	30 団体程度 (-10)
県派遣職員数	261 人	平成 25 年度	
		130 人程度 (-131)	
補助金・委託料・貸付金合計額（公社対策分を除く）	約 300 億円	150 億円程度 (-150)	

※次ページに削減候補団体を掲載。

○県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成 21 年度現在の 55 団体を、平成 25 年度までに概ね 40 団体程度に、平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にする。

○県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、平成 25 年度までに 2 分の 1 程度に削減する。

○財政的関与については、平成 25 年度までに、自立経営を行っている営利法人への出資金を引揚げるとともに、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金（平成 21 年度合計額約 300 億円）を 150 億円程度まで削減する。

県は、これらの削減目標の達成に向けて最大限の努力をすべきである。

＜候補団体：44 団体＞	
<p>(株)茨城放送  (財)茨城県青少年協会  (財)グリーンふるさと振興機構  (財)茨城県開発公社  鹿島都市開発(株)  (財)つくば都市振興財団  筑波都市整備(株)  (財)茨城県国際交流協会  (財)茨城県消防協会  (社)茨城県危険物安全協会連合会  鹿島共同再資源化センター(株)  (財)茨城県環境保全事業団  (財)茨城県看護教育財団  (社福)茨城県社会福祉事業団  (財)いばらき腎バンク  (株)つくば研究支援センター  (株)ひたちなかテクノセンター  (株)いばらきIT人材開発センター  つくば国際貨物ターミナル(株)  (財)茨城県労働者信用基金協会  (財)茨城県勤労者余暇活用事業団  (財)茨城県勤労者育英基金</p>	<p>(財)茨城カウンセリングセンター  (財)茨城県農林振興公社  (社)茨城県穀物改良協会  (社)園芸いばらき振興協会  (株)茨城県中央食肉公社  (社)茨城県林業協会  (株)いばらき森林サービス  (財)霞ヶ浦漁業振興基金協会  (財)那珂川沿岸土地改良基金協会  (財)茨城県建設技術公社  (財)茨城県建設技術管理センター  茨城県道路公社  日立埠頭(株)  日立港木材倉庫(株)  茨城県土地開発公社  茨城県住宅供給公社  (一財)茨城県住宅管理センター  (財)茨城県企業公社  (財)茨城県教育財団  (財)茨城県体育協会  (財)茨城県防犯協会  (財)茨城県暴力追放推進センター</p>

## ② あらゆる機会を利用した削減の推進

- 県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべきである。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、廃止の時期を判断していくべきである。
- 社団法人や財団法人である県出資団体については、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、移行の機会を捉えて、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に対する県の人的・財政的支援を見直していくべきである。
- 県出資団体に対し、損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。

### ③ 経営改善

- 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべきである。
- 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべきである。
- 県出資団体や特別会計・企業会計の経営状況や県による支援内容等については県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべきである。

### ④ 経営責任の明確化

- 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべきである。
- 県出資団体や特別会計・企業会計の運営や経営に係る情報については、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべきである。

## 2 精査団体・精査会計の改革方向

本委員会では、精査団体等に対象を絞り、その事業の必要性等を検証し、参考人の意見や県出資団体等経営改善専門委員会の「県出資法人のあり方に関する報告書」を踏まえて、団体については、「廃止」「統合・再編」「県の人的関与の削減」「県の財政的関与の廃止・縮小」「存廃検討・事業縮小」「事業の計画的推進」の6方向、会計については、「一般会計への一元化」「事業縮小」「経営や収支の改善」「事業の計画的推進」の4方向に分類した。

### 精査団体等の改革方向一覧

改革方向		精査団体等	数
団 体	団体の廃止	茨城県住宅供給公社, (財) グリーンふるさと振興機構	2
	統合・再編	(財) 茨城県青少年協会, (財) 茨城県農林振興公社, (社) 茨城県穀物改良協会, (社) 園芸いばらき振興協会, (財) 茨城県建設技術公社, 茨城県道路公社	6
	県の人的関与の削減	(財) 茨城県教育財団	1
	県の財政的関与の廃止・縮小	鹿島都市開発(株), (社福) 茨城県社会福祉事業団, (株) いばらきIT人材開発センター	3
	存廃検討・事業縮小	(財) 茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社	2
	事業の計画的推進	(財) 茨城県環境保全事業団, (財) 茨城県看護教育財団	2
精査団体(7), 準精査団体(9) 計			16
会 計	一般会計への一元化	鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計	1
	事業縮小	貸付金会計	1
	経営や収支の改善	病院事業会計, 流域下水道事業特別会計, 県立医療大学付属病院特別会計	3
	事業の計画的推進	都市計画事業土地地区画整理事業特別会計, 港湾事業特別会計, 競輪事業特別会計, 水道事業会計, 工業用水道事業会計, 地域振興事業会計	6
精査会計(3), 準精査会計(3), その他の会計(5) 計			11

以下では、個々の団体・会計について、詳細な提言を行う。

## (1) 精査団体の改革方向

### ① 茨城県住宅供給公社

### 団体の廃止

- 本団体は設立当初の役割を終えており、既に破綻状況にある。県財政への負担を最小限に抑制するため、平成22年中に破産手続に着手すべきである。
- 破産時において県が損失補償している債務112億円の処理方法としては、一括処理が県行財政に重大な影響を及ぼし困難であることから、「第三セクター等改革推進債」の活用を検討せざるを得ない。
- 第三セクター等改革推進債の活用にあたっては、現役世代と将来世代の負担割合の根拠となる中長期財政フレームを県民に提示した上で活用計画を設計すべきである。
- 県財政全般から年間返済できる力量を明らかにして、第三セクター等改革推進債の償還期間を10年にするか、15年にするかを判断すべきである。
- 県は、本団体に投入される税金がこれまでの支援等と破産処理をあわせて総額で670～680億円（県民1人当たり換算すると約2万円）もの巨額にのぼることや、こうした事態に至った反省とお詫びの意を、県広報紙やホームページなどにより、わかりやすく発信すべきである。
- 県民の理解を得るため、知事等の責任を明確にした上で、議会及び県民への説明責任を果たすべきである。
- 金融機関に対しては、県民負担の軽減のために、引き続き清算処理への支援を積極的に交渉していくべきである。
- 本団体破産後のまちづくりについては、県が責任を持って住民と協議して進めていくべきである。
- 本団体を信頼して住宅を購入した住民を裏切らない誠実な対応が重要である一方、本団体は解散処理に直面しているため、県は、必要費用の負担について、県民に対して丁寧に説明する責任がある。
- 破産手続において土地処分が進まない場合であっても、抜本的終結の妨げとなるため、県は原則として土地の再取得などをすべきではない。
- サンテューヌ土浦の事業譲渡や特定優良賃貸住宅事業に係るオーナーとの連帯債務の解消など解散に伴う課題については、公平公正な県民負担を念頭に早急に解決を図るべきである。なお、サンテューヌ土浦の事業譲渡については、入居者の将来にわたっての安心を担保するために万全を期すべきである。
- 団体の解散にあたっては、プロパー職員の処遇に十分配慮すべきである。

○事業凍結中団地などについては、県有地等処分・管理対策本部の活用や、市町村との連携を図りながら、早期に処分すべきである。

※ 本委員会の調査結果に対し、県では、本団体解散の準備段階に入り、平成22年第3回定例会に、第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案、歳入歳出補正予算案、知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提出したものである。

参考として、提言に至るまでの委員会における委員の主な発言要旨を記載する。

#### <委員の主な意見>

- ・ 毎年の負担を考えれば、平成26年度まで待つのではなく、早期に解散すべきである。最低限でも平成22年度中であるべきである。
- ・ 解散、民事再生、破産などの明確なシミュレーションを行い、議会に提示すべきである。
- ・ 年度をまたぐような時期に解散を議論すると、オーバーナイトなどの問題があり決着しなくなるおそれがあるため、年度をまたがない時期に結論を出し解散できるよう準備しておくべきである。
- ・ 継続企業価値から見て、本団体の破産原因は以前から既にあったと思われ、今回の解散処理は遅い。
- ・ 第三セクター等改革推進債の活用が決まった場合でも、毎年度の償還を均てん化するのではなく、平成22年度あるいは23年度における負担の加算等を検討すべきである。
- ・ 自主解散であれ、破産処理であれ、県民の理解を得る必要があることに変わりはなく、責任の明確化を果たすべきである。
- ・ 県は、今回の失敗を繰り返すことのないように、破産に至った過去の経過を具体的に点検・検証する仕組みを作り、記録として残すべきである。
- ・ 法的処理をするに当たり、県が負担すべき損失額の把握のため、本団体が破産した場合の資産の換価額、債権者への配当額などのシミュレーションを行うべきである。
- ・ 特定優良賃貸住宅事業の問題は、解散まで努力する必要があるが、それを理由に解散時期を先送りして、県民全体の負担の増大を招くべきではない。
- ・ 特定優良賃貸住宅事業については、低利な資金が使える、不動産取得税あるいは固定資産税等で優遇される、建設費の補助金が受けられる、家賃の補助も受けられるなど様々な恩典があって、オーナーが自由な判断に基づき事業として行ったものだが、本団体がオーナーとの間に一方的な連帯債務契約を締結したことに、判断や見通しの甘さがあった。
- ・ 本団体は、オーナーが自分で家賃を集金している管理期間経過後も、長期にわたって高額な立替を許し、すぐに処理しなかったことなど、問題を重ねて今に至ったと思われる。
- ・ 住宅団地の住民に対して、解散後の責任の所在や地域のまちづくりについて説明責任を果たすべきである。また、相談に応じる専門員を配置してもらいたい。
- ・ 公共施設の移管についての県の関わり方や、破産管財人による換価処分できない土地が残った場合の県の関与の考え方を明確にすべきである。
- ・ 破産管財人が競売等において換価・配当したものについて、県が負担をしたり、関与できるわけがない。破産というのは、それだけ県の手から離れる厳しい選択。売れずにタダ同然で戻る可能性があるかもしれないが、そのようなことに言及する利益はない。

## ② 財団法人茨城県開発公社

## 存廃検討・事業縮小

- 本団体は、平成30年度には支援期間が終了することから、県の公共工業団地受託事業の状況等も見据えながら、存廃の検討を行うべきである。
- 当面は、必要最小限の組織を目指し福祉施設部門、ビル管理部門の縮小化等により、事業の大幅な見直しに取り組むべきである。
- 福祉施設については、時代の変化も踏まえ、民間等に譲渡できるものは時機を逸することなく譲渡を検討すべきである。
- 最大の課題である保有土地の早期処分については、魅力ある工業団地づくりとともに、公社と県と市町村の3者が連携した販売体制づくりを整備していくべきである。
- 県が承継する未造成工業団地等についても、改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに、一般財源で買い取った土地の売却額や、処分面積などを県民に説明すべきである。
- 開発公社ビルは、新たなテナント探しに全力で取り組み、団体の事務所を速やかに移転し賃料収入の確保に努めるとともに、早期売却を進めるべきである。
- 茨城空港旅客ターミナルビルの運営は、できる限り精度の高い収支予測を前提とし、県への新たな財政負担とならないよう、未利用スペースの有効活用や誘客促進などに取り組みながら、3年以内に民間への譲渡等の実現に努めるべきである。  
  
明るい見通しのある時こそ譲渡等の好機と認識し、タイミングを逸しないよう譲渡等に向けた取り組みを進めるべきである。
- 支援期間内においては、予定した支援策以上の県の財政負担が生じないように、経営改善のためのあらゆる方策を講じていくべきである。

### <委員の主な意見>

- ・開発公社が土地開発を行っている県は、茨城県だけであり、最終的には縮小してできるものだけをやっていくという議論ではなく、存廃も含めて将来、開発公社のあり方を検討するということに頭を切り換えていった方が良い。
- ・県の将来方向が「事業継続」に分類されたが、必要最小限まで事業を縮小して、財政を切り詰めながら、節約しながらも最大の効果を得るような県支援を行って、解散時期を模索していくという将来方向であるべきである。
- ・改革の取り組みが県民に見えるように説明責任を果たすべきである。経営改革プランが達成できないときの責任の所在を明確にすべきである。



- ・施設については、譲渡という形を中心に、聖域なく検討すべきである。
- ・茨城空港ターミナルビルにおける未利用スペースの県費での借上げは、手法を変えた開発公社支援のための県費投入であり、本来の改革とは言えない。
- ・開発公社による空港ターミナルビルの経営を支援するために、賑わいづくりをするという考え方は、主客転倒している。就航対策と賑わいづくりは別組織で行うべきである。
- ・公共工業団地の一つずつの土地について、購入価格と販売価格、損失の負担方法などを明らかにする必要がある。
- ・県有地等処分・管理対策本部なども活用して時機を逃さないよう土地処分を推進すべきである。
- ・代替地の処分については、市町村と協議して譲渡を検討すべきである。
- ・開発公社の事業に係る借入れに際して、県・本団体のリスク認識が稚拙であったのと同時に、金融機関が自分は損失補償契約でリスクを回避できるので、県に助言をせず、県の判断に任せてきたのではないか。
- ・知事と金融機関トップとの交渉をすべきである。
- ・損失補償契約の見直しも当然になされるべきである。

### ③ 鹿島都市開発株式会社

### 県の財政的関与の廃止

- 本団体は、鹿島地域の振興を図るため、無利子長期借入金や不動産の優先的利用など県の支援を受けながらホテル事業を行ってきたが、近年では民間と競合する状況であることから、将来的には、県関与を廃止し、自立化を図るべきである。
- 当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべきである。
- 設計管理事業について、民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべきである。
- 県貸付金償還額の見直しについては、県財政健全化の見地から、貸付元である鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の収支見通しを踏まえ、県が検討、判断すべきである。

#### <委員の主な意見>

- ・民間ホテルでは、サーファー向けプランを用意するなど週末対策に努力している。鹿島セントラルホテルにおいても、平井海岸などに近く、東関東自動車道などアクセスも良いことを活かし、週末対策をさらに検討してもらいたい。
- ・鹿島の地域開発のシンボルとしてさまざまな事業が行われてきた。ホテル事業も大きな役割を果たしてきたと思うが、宿泊や婚礼では民間が進出し、競争性が高まっている。

- ・成田など周辺の民間ホテルでも、大手ホテルグループに統合され、名称を変えて営業している。サッカースタジアムでの大規模イベントの開催や観光振興、航空会社との連携などを今後進めるためにも、民間の知恵やノウハウを取り入れ、より広くオール鹿島として将来を見据えて、ホテル経営のあり方、方向性を考える時期に来ている。
- ・県からの100億円の無利子貸付や不動産の優先的利用など優遇措置を受けた上での黒字であり、実質的には県に依存した経営である。それを認識した上で経営判断すべきである。
- ・県委託事業の委託金に依存した経営であってはならない。

#### ④ 茨城県土地開発公社

#### 存廃検討・事業縮小

- 地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、将来的には廃止も視野に入れるべきである。当面は、真に緊急性、必要性のある事業に限定し、事業縮小に努めるべきである。
- ひたちなか地区などの保有土地については、含み損を明確にするとともに、地元の市や企業とも連携を取りながら、全庁一丸で販売体制を強化することにより早期処分を進め、県長期貸付金の早期返済を実現すべきである。
- 代替地の売却を推進するための売却用途制限の緩和について、国に要望していくべきである。

#### <委員の主な意見>

- ・県による先行取得の場合には国の補助金の適用がないなど障害はあるが、土地開発公社はこれまで多くの功績を残しながら役目を果たしたと勇断して、支援スキームをやめ、解散という思い切った決断をすべきである。
- ・219億円の県貸付金の返済計画は、土地が売れたら返す、売れなければ返せないという、非常に甘いものである。一方、土地販売は人員が不足して体制ができておらず、県が責任を持って売る努力をすべきである。
- ・土地処分が進まない、金利が膨らむというようなことも国が救済するように、制度改正なども要望していくべきである。
- ・金利等の抑制のため、債権放棄や土地を担保にした有利な借換えなどの方策について、金融機関と議論してもらいたい。

#### ⑤ 財団法人グリーンふるさと振興機構

#### 団体の廃止

- 県北地域振興の活動主体は、本来、該当する市町であることが望ましく、圏域市町などへの機能移管により、本団体は発展的に廃止されるべきである。

- 県の人的・財政的関与の削減を改革工程表により具体的に管理し、スピード感を持って、本団体の事業効果の検証と円滑な移管に取り組むべきである。
- 団体の事業は一過性のイベント業務ではなく、圏域市町の産業振興や交流人口の拡大、定住人口の維持・拡大など、県北地域の振興に実質的に寄与する事業を中心とし、県、市町、地域づくり活動団体等との役割分担の明確化と連携強化を図る必要がある。
- 収益事業として開始した旅行業については、早期の収益確保が達成できない場合には、事業の廃止を検討すべきである。

<委員の主な意見>

- ・平成 22 年に存廃の検討ということだが、数年猶予期間を設ける必要がある。収益事業については、黒字が前提なので努力をすべきである。
- ・平成 27 年度末の発展的解散の時期は、さらに早めるべきである。
- ・新たな発想や仕掛けを持って、事業に取り組んでいくべきである。
- ・県の人的、財政的関与の段階的削減を改革工程表に具体的に盛り込むべきである。
- ・平成 28 年度から新たな体制とあるが、連絡協議会的なものならば良いが、新たな県出資団体を立ち上げてはならない。
- ・団体の事業は、団体を残したいからという発想ではなく、県北地域の真の振興につながるものと考えて、十分に吟味すべきである。

⑥ 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

**県の財政的関与の縮減**

- 県立あすなろの郷の運営費における県費負担額については、平成 23 年度までに県が政策的に負担するとしている 6 億円まで削減するよう、全力で取り組むべきである。
- 県立あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべきである。
- 社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化、組織のスリム化などにより、自主・自立した運営を目指すべきである。
- 県立あすなろの郷は、民間施設の模範となるよう施設を管理運営していくとともに、民間施設での支援が難しい障害者への専門的支援などの役割を果たしていくべきである。

## ⑦ 財団法人茨城県教育財団

## 県の人的関与の削減

- 本団体の自立化に向けて、県派遣職員については、団体の直接雇用や退職教員の積極的活用などあらゆる努力により、早期の、必要最小限までの削減を達成し、経費についても大胆な削減を図っていくべきである。
- 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的に民間団体の参入促進を図るべきである。
- 県立歴史館の公文書館機能については、公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ、県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット、デメリットを整理すべきである。
- 埋蔵文化財発掘調査事業についても民間事業者の活用を積極的に推進すべきである。

### <委員の主な意見>

- ・ 指定管理業務に携わる県派遣職員はゼロにすべきである。
- ・ 県派遣職員とプロパー職員の割合は、団体の自立性とサービスの確保のバランスから、50対50を数値目標として、県派遣職員の削減を進めるべきである。
- ・ 指定管理者制度の本来の趣旨から、教育財団に代わりうるNPOや民間団体を育成することが重要である。
- ・ 次期指定管理の公募条件は、実際に民間団体などの応募が増え、指定管理料の削減効果が現れるように、資格など必要最低限まで公募条件を緩和すべきである。
- ・ 民間と競合する部分はできるだけ民間に移行すべきである。埋蔵文化財発掘調査事業などは、昭和40年代の国の指導による限定であり、法律的に特定しているわけではないので、さらに民間が参入しやすい部門である。
- ・ 県立歴史館の公文書館機能のあり方の議論に3年もかけず、よりスピーディーな議論で判断してもらいたい。

## (2) 精査会計の改革方向

### ① 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

#### 一般会計への一元化

- 本会計は、事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ、地元市等の意見を十分聞きながら、将来を見据えて一般会計への一元化に向けた検討をスピード感を持って進めるべきである。
- 他会計への無償貸し付け土地の有償所管換えなど、新たな歳入確保策の検討に当たっては、早急に対応すべきである。
- 鹿島都市開発からの償還額の平準化の検討に当たっては、特別会計の収支見通しを十分踏まえて実施すべきである。
- 工業団地等については、優遇措置の積極的なPRやリース制度の活用に加え、今後、価格の引下げ等により、早急に処分すべきである。

### ② 都市計画事業土地区画整理事業特別会計

#### 事業の計画的推進

#### ア TX沿線開発

- 本事業は、整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などにより、事業費総額の縮減にスピード感を持って取り組むべきである。
- 土地処分方策として、業種に応じた事業用定期借地制度の活用や、住宅事業者等との共同分譲、民間卸などを積極的に推進すべきである。
- ニーズに適応した販売戦略を練り直し、好条件の土地は全力で売り切っていくべきである。悪条件の土地については、国費等の活用による買取りなど将来負担の抑制につながる知恵を絞り、処分を進めるべきである。
- 国庫補助金や交付税措置のある県債を活用した大規模緑地の買取り等の対策については、特別会計の金利負担と比較した場合の負担軽減効果について県民が理解できるよう、情報開示に努めるべきである。

#### <委員の主な意見>

- ・つくばスタイルということで魅力を訴えているが、より具体的な新しい戦略とすることも含めて、多少見直す必要があるのではないか。
- ・いかにまちづくりをして魅力ある地域にしていくか。まず土地に商品力をつけてもらいたい。一方、職員が危機感を持って営業活動をしないと売却できない。営業力を発揮させるため、士気を高めるため、売却実績に応じた賞与支給など成果主義を導入してはどうか。
- ・土地を売却の可能性によって区分しておく時期ではないか。

- ・販売価格は無際限に引き下げて良いわけではなく、適切な価格により、土地処分に取組むべきである。
- ・伊奈・谷和原地区の小中学校用地については、市と協議を進め、できるだけ早期に処分すべきである。
- ・いかに買ってもらうかのPRや誘致活動、価格等の設定の戦術に磨きをかけてもらいたい。
- ・販売計画を10年延長したが、何年か後に、同じ見直し議論が行われることのないように、単なる土地処分の仕掛けだけではなく、地域の魅力を高めるため、ソフト面でのパフォーマンスや魅力づくりが必要である。

## イ 阿見吉原地区

- 整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などによって事業費総額の縮減に取り組むべきである。
- 計画的に事業の推進を図りながら、商業系や物流系など多様な土地活用の促進に努めるとともに、企業誘致による経済波及効果など全体的な地域活性化の視点を重視すべきである。

### ③ 病院事業会計

### **経営や収支の改善**

- 本会計は、引き続き平成22年度からの4年間を第二期改革期間として、県立病院の経営改善とともに、第二次・第三次救急医療を担うことができる体制を目指すなど、県民の信頼に応える政策医療の提供体制の充実に向け、全力を挙げて取り組むべきである。
- 第二期改革に取り組むに当たっては、第一期改革期間において経営改善の効果を評価する指標が明確でなかった反省を踏まえ、設置者である知事の責任の下、県立病院の役割と位置づけを明確にした上で、今後の経営目標や一般会計からの繰入基準についての考え方を県民に明示し、改革の効果を客観的に検証できる体制を整えるべきである。
- また、県立中央病院に周産期センターを設置することについて、病院局と知事が協議の上で方針を明確にし、産科及び小児科入院の早期再開を目指すべきである。
- 県立病院の経営形態については、県財政への負担軽減を図るために、地方独立行政法人への移行や民営化など、あらゆる経営形態への転換をも視野に入れて方向性を定める必要があるが、地方公営企業法の全部適用を継続する場合にあっても、抜本的な経営改善を推進すべきである。
- 県立病院の収益体制や高コスト体質を改善し、政策医療として真に必要な一般会計からの繰入金額を精査すべきである。

- 本会計は、繰入金額を精査すべきであり、必要な政策医療を担いつつ、繰入金を縮減すべきである。
- ドクターヘリ導入に伴う小児救急医療体制の充実など、前向きな視点も病院改革には重要である。

#### <委員の主な意見>

- ・第2期改革に入るときには、前段の4年間の総括をしなければ県民全体の理解は得られない。
- ・地方公営企業法全部適用によるドラスティックな改革を期待したが、良くなったこともあるかもしれないが、産科は再開ができず、小児科は迷走、本庁経費もかかっている。今後の経営目標でも同規模・類似の平均値を目指すにすぎず、これらの目標値は4年間で達成しなければならなかったことである。
- ・4年前までは構造的にも人的にも組織的にもひどかった。その中で、収支の実質改善や病床利用率、診療単価、救急患者数など改善しており、頑張ってきた。
- ・県立病院が県全域から認識されるよう啓蒙すべきである。
- ・友部病院とこども病院は役割がはっきりしているが、中央病院は診療内容等で民間とのすみ分けがあいまいである。明確な目標を持つべきである。
- ・今後、全適を継続するならば数字的な目標を決めて、展望を持って進められるようにしてもらいたい。
- ・時間を延ばせば延ばすほど、県民の貴重な税金がつき込まれていく。背水の陣で第2期改革に臨み、毎年度、収支改善の状況を、経営形態の検討を含めて行うべきである。
- ・県民や企業から、賛助金や追加出資などを含めて物心両面で支えられるような方向を目指してもらいたい。
- ・民間病院では救急や周産期、がんなどの政策医療を行っているが、医業収益をあげ、補助分以外の不足額を抑制する努力をしている。県立病院では一般会計からの繰入金分を適宜割り振って「政策医療」だと言っているが、収益体制、高コスト体質を改善したうえで政策医療に必要な額を算出すべきである。
- ・繰入金の額が適切かどうかについて、どの部分が政策医療で、専門科医療で、一般の地域医療かということがあまり論じられない。県立病院としての果たすべき役割があって、最低限これだけの繰入金がないとやっていけないとか、これだけのものをやってほしいとか、そういうような基準があると思う。各部でよくすり合わせて繰入れの限度を決めるべきである。
- ・県立病院において政策医療的なものをどう追求していくのかということは大きな課題である。県立病院の役割は、民間病院で耐えられないような利益が出ない部門でも必要な医療を担うことであり、その中の要は救急医療であり、救急医療体制の充実を追求していくべきである。
- ・第2期改革では、職員の意識改革や経営感覚を持つことなどを積上げて頑張ってもらいたい。
- ・救急医療など赤字が膨らむところは、政策医療としてきちんと論拠づけをして、それに準じた体制づくりをしていった方が良い。救命救急センターの設置に向けて努力をしてもらいたい。
- ・地方公営企業法全部適用の下、県立病院に関わる職員が一丸となって、県財政負担軽減のための方策というものを実現していかななくてはならない。

### 3 準精査団体・準精査会計の改革方向

#### (1) 準精査団体の改革方向

##### ① 財団法人茨城県青少年協会

##### 統合・再編

- 青少年や若者への支援という本団体の役割は依然として大きいですが、県立青少年会館の指定管理業務を受託できない場合、自立的経営は困難である。
- 今後、県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施とあわせて、指定管理者制度の適用の見直しや他の類似団体との統合・再編を含めて、団体や施設のあり方を、幅広く検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見直すべきである。

##### ② 財団法人茨城県環境保全事業団

##### 事業の計画的推進

- エコフロンティアかさまの操業期間は、地域住民との約束である10年を超える見込みであるが、さらなる処分量確保策に取組み、30年よりも極力短期間となるよう努力すべきである。
- 経営計画や長期借入金の償還計画の見直し、プロパー職員の採用などについても、30年を想定するのではなく、処分実績を踏まえながら、より短期間で事業完了を目標として判断すべきである。

##### ③ 財団法人茨城県看護教育財団

##### 事業の計画的推進

- 本県の10万人当たりの看護職員数は、平成20年末で865.3人、全国42位と低い水準にある。このため、看護職員の一層の養成及び定着が必要であり、本団体は、看護専門学校の運営において、さらに質の高い人材養成を進めるべきである。
- 看護専門学校の自立的経営のための定員及び授業料等の見直しについては、それにより入学を断念するなどして応募者数の減少が起きないか、事後検証を綿密に行うべきである。
- 養成した人材が県内に定着しているか、卒業数年後の転出状況も含めて調査すべきである。



#### ④ 株式会社いばらき IT 人材開発センター

#### 県の財政的関与の縮小

- 本団体は、県が筆頭出資者ではなく、経営改革を主導的に行えないため、最大株主である（独）情報処理推進機構や地元古河市などと、累積損失の早期縮減を図るとともに、自立化に向けた協議を進めるべきである。
- 本団体は、民間事業者と競合しない分野、すなわち採算性が低く、小規模な専門的研修の実施について担うべきであるが、損益分岐点の管理などを徹底し、国や県からの委託に依存しない経営に努めるべきである。

#### ⑤ 財団法人茨城県農林振興公社

#### ⑥ 社団法人茨城県穀物改良協会

#### ⑦ 社団法人園芸いばらき振興協会

#### 統合・再編

- 公益法人制度改革に伴う準備・手続きを迅速に進め、3 法人を平成 25 年度までに茨城県農林振興公社に再編・統合すべきである。
- 再編・統合の妨げとなる分収造林事業は、団体から切離し、県が直接行うべきである。
- 統合に当たっては、各事業を必要性や効率性の観点から精査し、事業や組織、役員などのスリム化を図るべきである。

#### ⑧ 財団法人茨城県建設技術公社

#### (道路公社との) 統合

- 本団体は、茨城県道路公社との総務経理部門の統合を進め、効率的な業務執行に努めるべきである。
- 茨城県開発公社ビルへの本部、支部の集約化を進め、組織再編による人件費など経費の縮減に努め、経営の安定化を図るべきである。

#### ⑨ 茨城県道路公社

#### (建設技術公社との) 統合

- 本団体は、（財）茨城県建設技術公社との総務経理部門の統合による経営基盤の強化や、有料道路の利用促進による料金収入の確保、内部留保金による繰上償還、より有利な資金への借換えなどにより、長期借入金の早期償還に努めるべきである。
- 将来的には、県負担が最少となる時期を見据えて、団体を解散すべきである。
- 解散に当たっては、プロパー職員の再就職先の確保などに十分に配慮すべきである。

## (2) 準精査会計の改革方向

### ① 港湾事業特別会計

#### 事業の計画的推進

- 企業ニーズを踏まえたポートセールスや積極的な企業誘致により、取扱貨物量の増加を図るべきである。
- 茨城県産業立地推進東京本部と連携して、既存立地企業や港湾関連企業への誘致活動を積極的に進め、早期処分を進めるべきである。

### ② 流域下水道事業特別会計

#### 経営の改善

- 企業会計の導入は、会計の健全化と市町村や一般県民の負担とのバランスを取りながら進めるべきである。
- 研究会等において、市町村と費用負担のあり方などについて合意形成を図り、新たな財政収支計画を作成し、地方公営企業法財務規定の平成23年度からの適用を目指すべきである。

### ③ 県立医療大学附属病院特別会計

#### 経営の改善

- 収入確保策としては、病床利用率の向上や研修士人数の拡充、画像診断サービスの拡充を行うべきである。
- 支出削減策としては、医療経営、医事事務専門家の導入の検討や、後発医薬品等の採用、委託業務等のさらなる見直しを行うべきである。

### (3) その他の特別会計・企業会計の改革方向

#### ① 競輪事業特別会計

#### 事業の計画的推進

- 財団法人JKAに対して、還付金ではなく、交付金自体の引下げを引き続き求めていくべきである。
- 今後、自動販売機の導入やスタンドのコンパクト化に伴い、さらなる従業員数の削減を図っていくべきである。
- 収益の確保を図りながら引き続き一般会計への繰出しを行い、財源確保に寄与すべきである。

#### ② 水道事業会計

#### 事業の計画的推進

- 中期経営計画に基づき、計画的な事業運営を行うとともに、企業債等の繰上償還等の実施により財政基盤の強化を図っていくべきである。

#### ③ 工業用水道事業会計

#### 事業の計画的推進

- 中期経営計画に基づき、計画的な事業運営を行うとともに、企業債等の繰上償還等の実施により財政基盤の強化を図っていくべきである。

#### ④ 地域振興事業会計

#### 事業の計画的推進

- 阿見東部工業団地の土地造成事業について、平成21年度は5ヘクタール、約3億円の黒字の見通しであったが、目標には届かなかった。今後も現実的な計画を策定し、販売活動を行うべきである。

#### ⑤ 貸付金会計

#### 事業縮小

- 生活再建に関わる事業以外の県貸付金は、他の金融制度や金融商品などに移行し、廃止する方向で検討すべきである。
- 市町村からの資金需要を的確に把握し、予算編成に反映させるべきである。
- より使いやすくするため、制度改正や運用の改善を進めるべきである。
- 滞納対策としては、公平性の観点から債権管理を徹底して行うべきである。

## 第3 財政健全化の視点からの対策

ここでは、本県の財政状況及び保有土地に係る将来負担の問題、これまでの対策を概観し、財政運営のあり方等を提言する。

### 1 県財政への影響

#### (1) 本県の財政状況

本県財政は、依然として厳しい状況にある。国の地方財政対策により平成22年度の地方交付税が1.1兆円増額し、一般財源は増加したものの、三位一体改革以前の平成15年度の水準には回復しておらず、歳出面では、人件費や公債費が大幅に増加し、財政の硬直化が進行しているため、平成22年度当初予算編成時には110億円の財源不足が生じている。この110億円については、県債管理基金からの繰替運用により確保している状況である。

また、県債残高は、平成22年度末見込みで1兆9,105億円と、平成22年度当初予算の約1.8倍の規模にまで増加しており、このうち半分程度を自主財源で償還していかなければならない。一般財源基金残高は、平成22年度末見込みで約51億円と枯渇寸前の状況である。歳入歳出から、新たな借入れである県債等と、過去の借入れに充てる公債費を除いた「プライマリーバランス」は、平成20年度から急速に悪化しており、平成22年度は554億円の赤字、平成23、24年度も大幅な赤字となる見通しである。

#### (2) 保有土地問題

本県の保有土地に係る借入残高は、平成21年度末で約4,293億円となっており、これらの事業に係る保有土地の面積は約1,594haとなっている。

保有土地全体の簿価は、約4,356億円であるのに対して、平成21年度末時点で処分できた場合の収入見込額は、約2,593億円であり、約1,763億円の評価損が発生している。

また、処分代金で返済する計画のため、処分が進まなければ、金融機関に対して利息を支払うだけとなり、その年額は、平成21年度分で約63億円にのぼる。

県出資団体のうち、多くの保有土地を抱える茨城県住宅供給公社（保有土地面積 234.1ha）、茨城県土地開発公社（同 70ha）、茨城県開発公社（同 114.4ha）は、土地の評価損の表面化や販売不振などにより経営破綻状況に陥っている。

また、都市計画事業土地区画整理事業特別会計におけるTX沿線開発（同 303.9ha）でも、長期的な地価下落や長引く景気低迷などによる宅地販売の落ち込みにより、多額の将来負担が見込まれる状況にある。

地価下落傾向が続く中においては、これらの土地を保有し続けなければするほど評価損が増大し、支払利息が増嵩し、県負担が増大することになる。

したがって、県財政に及ぼす影響を最小限とするための対策について、迅速かつ十分に検討し、適切に対応していく必要がある。

### （３）将来負担比率及び将来負担見込額

こうした中、平成 19 年 6 月に公布された地方公共団体財政健全化法により、すべての地方公共団体において、平成 19 年度決算から、財政の健全性に関する各指標である健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表することとなった。さらに、平成 20 年度決算からは、4 つの健全化判断比率のうち 1 つでも、それぞれに設けられた早期健全化基準、又は財政再生基準を超えた場合は、財政健全化計画、又は財政再生計画の策定が義務づけられたところである。

4 つの健全化判断比率のうち、将来負担比率は、一般会計等に加え、公営事業会計、一部事務組合等、地方公社・第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握する指標であり、一般会計等が抱えているすべての負担が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるのかなど、その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市においては 400%と設定されている。

第 7 回委員会において明示された、本県の平成 20 年度決算に基づく将来負担比率は、288.7%と全国で 4 番目に高い水準にある。将来負担額のうち県債残高が 71%と最も多く、次で退職手当が 14.7%となっているが、本県特有の問題は、一般会計繰入れや県出資団体の負債など、保有土地等に係る将来負担額の割合が高く、全体の順位を押し上げていることである。そのため、保有土

地等に係る将来負担見込額の総額は、約 2,300 億円にのぼり、先送りせずに関後 20 年間で対応しても、毎年度 100 億円程度の現実の支出が必要であると言う。さらに、今後の経済動向等により土地処分や債務返済などが悪化すれば、将来負担算入の基礎が崩れ、さらなる県財政負担の増大は避けられない。

また、第 13 回委員会においては、平成 21 年度末決算見込みに基づく将来負担比率が約 296%とさらに上昇していることが明らかになった。そのうち、約 37%が保有土地に係る分となっており、保有土地等に係る実質的な将来負担見込額は、1,890 億円程度（TX 会社からの償還剰余金による繰上償還を除いた額）にのぼっている。

したがって、いずれにせよ、県財政の健全化を確保するため、どのように県負担の増大を抑えながら、将来負担額の縮減を進めるのか、その財政運営のあり方や、県出資団体等の取組みを検討する必要がある。

## 2 保有土地対策

### (1) 平成 18 年度～21 年度当初

減損会計の導入等により住宅供給公社と土地開発公社が債務超過に陥ったが、県財政が厳しいため一括処理ができず、平成 18 年度から 10 年間での分割による対策を講じてきた。

#### ① 平成 18 年度の対策

平成 18 年度には、県住宅供給公社については、負債のうち 461 億円を毎年度 46 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していく手法がとられた。また、県土地開発公社については、負債のうち 97 億円を毎年度 9.7 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していくこととされた。このほか県開発公社に関しては、県が委託している公共工業団地に係る借入金の利子 15 億円を措置した。合計約 71 億円の対策がとられた。

#### ② 平成 19 年度の対策

県住宅供給公社については、先の処理手法にもかかわらず、分譲損失 2 億円の処理を追加せざるをえなかった。県土地開発公社の 9.7 億円、公共工業団地に係る借入金の利子等 32 億円を加え、合計約 90 億円の対策がとられた。

#### ③ 平成 20 年度の対策

県住宅供給公社については、分割処理 46 億円にさらに追加損失処理 18 億円を加え、県土地開発公社の 9.7 億円、公共工業団地借入金利子等 32 億円とあわせて、合計約 105 億円の対策がとられた。

#### ④ 平成 21 年度（当初予算）の対策

平成 21 年度当初には、新たに県開発公社の債務超過回避対策として、約 125 億円を毎年度 13～17 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していく手法がとられた。それに県住宅供給公社 46 億円と県土地開発公社 9.7 億円の処理、公共工業団地借入金利子 15 億円をあわせて、合計約 87 億円の対策がとられた。

総じて、平成 18 年度から 21 年度当初までにおいて、約 353 億円の対策がとられてきた。保有土地処分が進まなければ、さらなる追加処理の発生も十分に考えられる。

## (2) 平成 21 年度補正～平成 22 年度当初

### ① 対策の全体像

平成 20 年度決算ベースの保有土地に係る将来負担見込額約 2,300 億円に対して、およそ 20 年間で対応していくスケジュールの中において、平成 21 年度については、当初予算における対策約 87 億円に、10 月補正予算 7 億円、最終補正予算 147 億円を追加し、合計約 241 億円の対策を提案し、議決を得た。

また、平成 22 年度については、当初予算で約 118 億円の対策を行うこととしている。

### ② 対策の内訳

#### ア 茨城県住宅供給公社

県住宅供給公社については、46 億円の債務超過対策に加えて、平成 21 年度補正から、保有土地の低価法評価損及び分譲損失 60 億円を毎年度 8.6 億円ずつ 7 年間で処理していく手法がとられる。また、桜の郷整備事業に関する委託料の精算として 23 億円が追加され、平成 21 年度合計約 78 億円の対策がとられた。

平成 22 年度には、46 億円の支援策と 8.6 億円の保有土地対策で合計約 55 億円の対策がとられる。

#### イ 茨城県土地開発公社

県土地開発公社については、9.7 億円の債務超過対策がとられており、また、土地開発公社に用地取得を委託している桜の郷整備事業について、平成 22 年度当初から用地取得に係る借入金利子 1 億円を負担し、合計 11 億円の対策がとられる。

#### ウ 茨城県開発公社

県開発公社については、未造成工業団地等の事業承継 85 億円を 10 年間で処理していく手法がとられ、平成 21 年度 10 月補正で、このうち 7 億円が措置された。また、平成 21 年度最終補正で、公共工業団地の計画償還 15 億円が追加された。平成 21 年度合計約 53 億円の対策がとられた。



平成 22 年度には、17 億円の開発公社支援対策に加えて、29 億円の公共工業団地現年度利子・計画償還で、合計約 46 億円の対策がとられる。

#### エ T X 沿線開発

T X 沿線開発については、平成 21 年度最終補正で、県債管理基金を活用した県債の繰上償還 100 億円が追加された。

平成 22 年度には、上下水道等の関連公共施設整備負担金の一部として 7 億円の対策がとられる。

#### 保有土地対策関係予算

	H18	H19	H20	H21	H22
住宅供給公社関連	46 (46)	48 (2)	64 (18)	78 (32)	55
経営支援補助金	46 (46)	46	46	46	46
決算損失処理		2 (2)	18 (18)	9 (9)	9
桜の郷造成委託料の一括支払				23 (23)	
土地開発公社関連	10 (10)	10	10	10	11
経営支援補助金	10 (10)	10	10	10	10
桜の郷用地分の利子支払					1
開発公社関連	15 (15)	32 (17)	32 (17)	53 (22)	46
経営支援補助金				17	17
公有財産購入費（江戸崎工業団地）※1				7 (7)	
公共工業団地の現年度利子	15 (15)	17 (2)	17 (2)	15 (0)	14
公共工業団地の計画償還		15 (15)	15 (15)	15 (15)	15
三公社会計	71 (71)	90 (19)	105 (35)	141 (54)	111
T X 特別会計関連				100 (100)	7
県債繰上償還 ※2				100 (100)	
関連公共施設整備負担金					7
合 計	71 (71)	90 (19)	105 (35)	241 (154)	118

※ ( ) 内は補正予算分内書

※1 経済危機対策臨時交付金を活用（10 月補正）

※2 T X 鉄道会社からの償還剰余金により返済（H26～29）

### 3 今後の保有土地対策の方向性等

第15回委員会において、県における今後の保有土地対策の方向性が以下のとおり示された。

#### (1) 保有土地対策の基本的考え方

- 保有土地の処分を最優先とし、「県有地等処分・管理対策本部」（平成21年4月設置）において、土地の利用価値、取引の実勢や将来の金利負担等を総合的に勘案した弾力的な価格設定を行うなど、全庁挙げて早期処分に取り組んでいく。
- 保有土地等に係る実質的な将来負担見込額1,890億円について、TX沿線開発等に係る保有土地の処分が20年程度の期間を要することや、県民生活への影響をできる限り小さくするため、平準化を図りながら対策を講じていく必要があることから、平成41年までの20年間で計画的に解消する。
- 対策の実行に当たっては、住宅供給公社の解散について第三セクター等改革推進債を活用し、併せてTX沿線開発、桜の郷整備事業、阿見吉原地区開発事業の追加対策等に早急に着手するとともに、対策期間の後半においては、公共工業団地、港湾事業の計画的な償還も講じていくこととし、対策額の平準化を図っていくものとする。

保有土地等に係る将来負担対策（案）

	H22	H23~26	H27~31	H32~36	H37~41
1. 住宅供給公社 (H21末:384億円)	経営支援補助金 <46億円>	三セク改革推進債の活用(H22~31:381億円) <15億円> <28~29億円/年>	<27~28億円/年>	<13~27億円/年>	
2. 土地開発公社 (H21末:80億円)	経営支援補助金(~H27) <9.7億円/年>				
3. 桜の郷 (H21末:42億円)	計画償還(~H26:43億円) <8.6億円>	<8.6億円/年>			
4. 開発公社 (H21末:105億円)	経営支援補助金(~H30) <17億円>	H23~25<13~15億円/年>	H28~30<16~17億円/年>		
5. 公共工業団地 (H21末:428億円)	現年度利子分 <14億円>	<10~13億円/年>	<7~10億円/年>	<4~7億円/年>	<1~3億円/年>
	計画償還<15億円/年>			計画償還の加速化(H31~) <25~30億円/年>	
6. TX沿線開発 ※ (H21末:528億円)	現年度利子分(H22~41:261億円) <19億円>	<20~22億円/年>	<16~19億円/年>	<7~14億円/年>	<1~6億円/年>
	関連公共施設整備負担分(H22~39:205億円) <7億円>	<13~22億円/年>	<6~13億円/年>	<10億円/年>	
7. 港湾(臨海土地造成) (H21末:242億円)				計画償還(H31~38:250億円) <30億円/年>	
8. 阿見吉原地区 (H21末:65億円)		関連公共施設整備負担分(39億円)(H22~36) <1億円>	<3~10億円/年>	<1~3億円/年>	
				計画償還(H31~36:21億円)<3.5億円/年>	
計	144億円 (当初:118億円 補正:26億円)		100~120億円程度/年		30~100億円程度/年
実質的な将来負担見込額 1,890億円程度(H21末)	1,840億円程度	1,400億円程度(H26末)	900億円程度(H31末)	300億円程度(H36末)	一億円程度(H41末)

※ TX会社からの償還剰余金(H29~37:331億円)による繰上償還を除いた額

## (2) 第三セクター等改革推進債の活用案

### ① 対象額

住宅供給公社の負債 494 億円のうち、県の損失補償がある借入金 112 億円(民間金融機関 111 億円, 国 NTT 資金 1 億円) と県の短期貸付金 268 億円との合計 380 億円を元本とした利子等を含む 381 億円が第三セクター等改革推進債の対象額である。

### ② 償還期間及び償還計画

ア 償還期間 10 年または 15 年以内

イ 償還計画

《償還計画》 (億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~37	合計
10年償還	21	42	41	41	40	40	40	39	39	39	19	—	401 (20)
15年償還	15	29	29	29	28	28	28	27	27	27	27	117	411 (30)
差 額	6	13	12	12	12	12	12	12	12	12	△8	△117	△10

※三セク債利率・・・年1.029%で試算(参考利率(5年債(0.598%)及び10年債(1.460%)の平均))  
表中の合計額欄のカッコ書きは、三セク債利子で内数

## (3) 中長期財政収支見通し

### ① 策定の目的

県債残高や保有土地に係る将来負担見込額などの縮減対策を講ずるに当たり、持続可能な財政運営の確保の見通しについて、中長期的視点から検証する。

### ② 財政収支見通し

保有土地対策と三セク債の組み合わせによる4つの場合について、財政収支見通しがどうなるか、シミュレーションを行った。

ケース① 追加保有土地対策無し、三セク債発行無し

- ・平成26年度には県債管理基金が枯渇し、平成27, 28年度は繰替運用ができない。このため、平成28年度には340億円の財源不足が生じ、財政再生団体に転落する。

ケース② 保有土地対策 10年，三セク債 15年償還

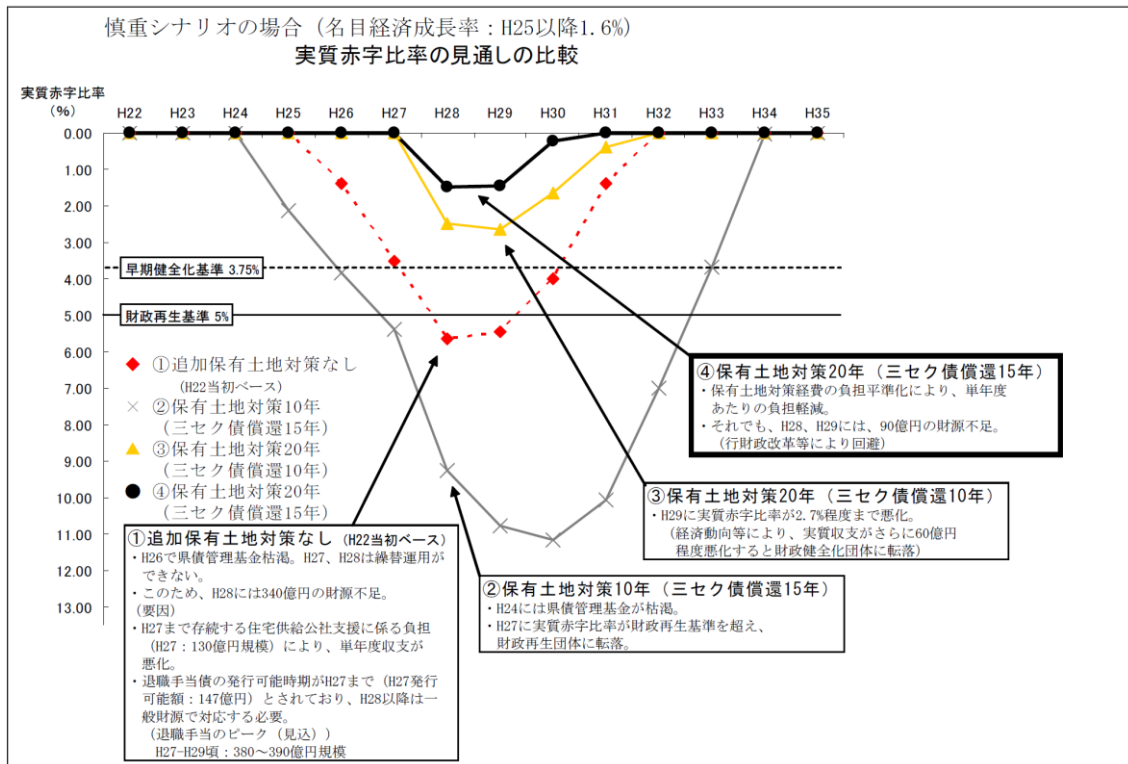
- ・平成 24 年度には県債管理基金が枯渇し，平成 27 年度には 320 億円の財源不足が生じ，実質赤字比率が財政再生基準 5%を超え，財政再生団体に転落する。平成 30 年度に財源不足が最大の 670 億円に達する。

ケース③ 保有土地対策 20年，三セク債 10年償還

- ・平成 29 年度に財源不足が 160 億円生じ，実質赤字比率が 2.7%まで悪化する。経済動向等により，実質収支がさらに 60 億円程度悪化すると，財政健全化団体に転落するおそれがある。

ケース④ 保有土地対策 20年，三セク債 15年償還

- ・平成 28 年度，29 年度には 90 億円の財源不足が生じるが，行財政改革等により回避する。最も持続的な財政運営が可能である。

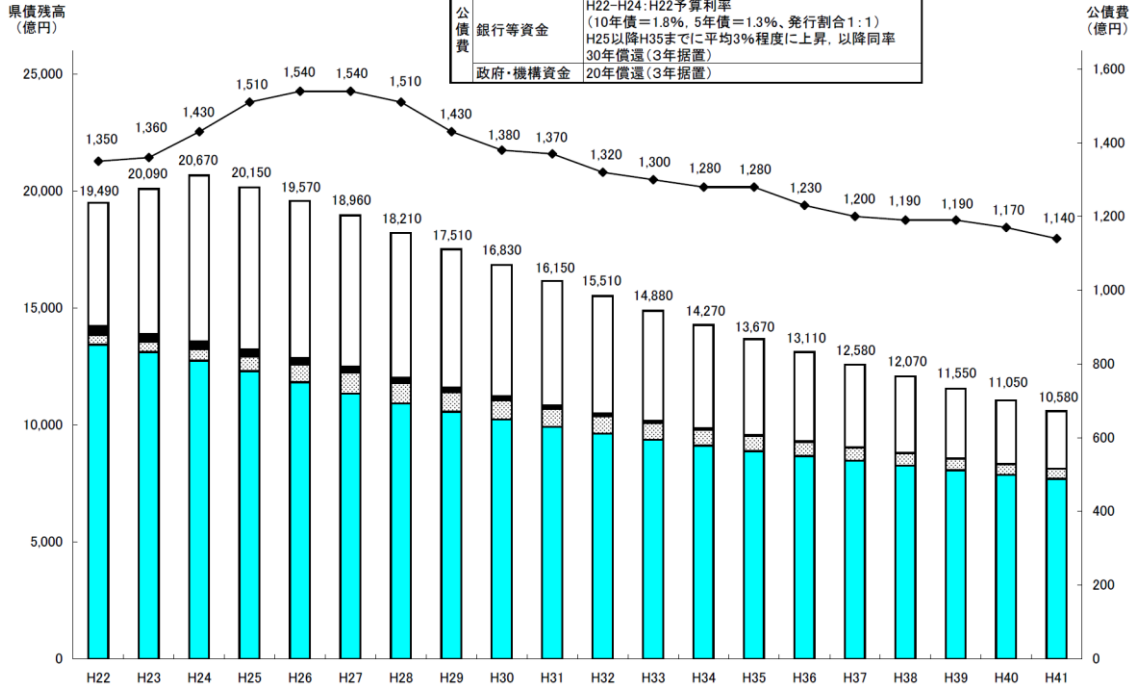


## (4) 県債残高、公債費の見通し

### 県債残高、公債費の見通し

○平成21年度末県債残高ベースで保有土地対策20年（三セク債償還15年）を講じた場合の県債残高、公債費は以下のとおりとなる。

前提条件	
区分	発行額
県債	特例的県債 H22-24臨時財政対策債以外は新規発行なし
	退職手当債 H22当初予算に対する退職手当の増減見合いで計上
	公共投資等県債 H22以降新規発行なし
	H22-H31: 対前年度△3% 以降同額
区分	利率等
公債費	H22-H24: H22予算利率(10年債=1.8%, 5年債=1.3%, 発行割合1:1)
	H25以降H35までに平均3%程度に上昇, 以降同率
	30年償還(3年据置)
銀行等資金	H22-H24: H22予算利率
	(10年債=1.8%, 5年債=1.3%, 発行割合1:1)
	H25以降H35までに平均3%程度に上昇, 以降同率
	30年償還(3年据置)
政府・機構資金	20年償還(3年据置)



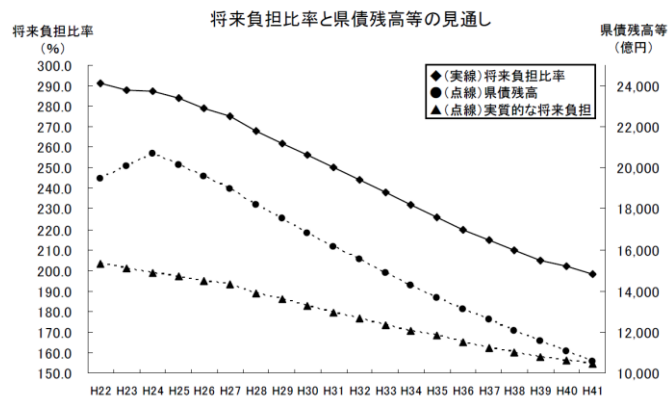
## (5) 将来負担の見通し

○保有土地対策20年（三セク債償還15年）による将来負担比率等の見通し

計画的に県債償還と保有土地対策を行っていくことにより、将来負担比率等は以下のとおり毎年度低減していく見通し

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H36	H41
実質的な将来負担	15,340	15,080	14,890	14,680	14,510	14,310	13,890	13,600	13,290	12,960	11,520	10,440
うち保有土地等に係る実質的な将来負担	1,840	1,730	1,610	1,480	1,400	1,280	1,160	1,090	1,010	900	300	0
将来負担比率(%)	291	288	287	284	279	275	268	262	256	250	220	198
再掲												
一般会計県債残高	19,490	20,090	20,670	20,150	19,570	18,960	18,210	17,510	16,830	16,150	13,110	10,580
保有土地対策	153	110	110	110	110	100	100	100	100	120	110	30
繰替運用後実質収支	0	0	0	0	0	0	△ 90	△ 90	△ 10	40	90	280

※「保有土地対策」は、保有土地等に係る実質的な将来負担への対策  
 ※実質的な将来負担=将来負担見込額-充當可能財源



## 4 県財政運営のあり方等

### ① 県財政運営のあり方

- 保有土地対策20年,第三セクター等改革推進債15年償還の場合であっても,今後の土地処分の動向によっては,対策が根底から崩れる恐れがあり,今後も,定期的に,財政シミュレーションによる対策の点検,管理を行い,議会や県民に報告すべきである。
- 財政再建等調査特別委員会の提言にある通り,歳入の範囲内での県民福祉の向上を目指した予算編成の実現を中長期の目標とし,当面は,歳出削減及び歳入確保対策により,財源不足を補うための県債管理基金からの繰替運用を確実に減少させ,遅くとも平成25年度までには解消すべきである。
- 平成24年度まで赤字の見通しが示されているプライマリーバランスであるが,臨時財政対策債などの特例的県債の地方交付税への早期復元を国へ要望するとともに,特例的県債を除く県債残高の一層の削減に努め,早期の改善を図るべきである。
- 県出資団体支援に単年度貸付金を多用しているが,団体の経営悪化や金融機関の貸出態度の硬化などにより,年度末貸付金返済のためのオーバーナイト資金が確保できない場合には,県財政に多額の歳入不足が生じ,財政再生団体への転落の危機を招く恐れがある。したがって,精査団体に対する単年度貸付金は,廃止時期を示した上で,計画的に縮減していくべきである。
- 保有土地対策として一般財源の投入を行う場合には,危機的な財政状況が県民に理解されるよう,一般財源の用途について保有土地に係る対策とその他の一般行政経費を区分して整理すべきである。
- 一般財源の投入は,外形的に特別会計が改善されるように見えても,実際は一般会計が負担することになり,他の政策の制限につながる非常に重要な政策判断であることを肝に銘じ,慎重に検討を行うべきである。
- 第三セクター等改革推進債の活用や保有土地対策の実施による県民福祉への予算配分の影響をわかりやすく県民に提示すべきである。
- NTT資金を支払うことについて,債権者平等の原則から,破産管財人の否認権の行使や偏頗行為に当たる可能性がないか十分に確認しておく必要がある。

## ② 保有土地処分の推進

- 全庁的・統一的取組みを促進する体制のもと、弾力的な価格設定や幅広い用途の検討などにより、市町村・企業との連携や協力を得ながら、土地の早期処分を強力に推進すべきである。
- 販売体制については、成果主義の考え方も採り入れ、職員の士気向上を図るべきである。
- 不動産業界や購買ターゲットのニーズを把握した上で、保有土地について、どうして買ってもらえないのか、逆に、どうすれば買ってもらえるのかを分析し、土地ごとの強みを活かす処分方針を策定すべきである。
- 保有土地の処分が計画的に進んでいるか、数字を常にしっかり把握し、県民に明らかにしながら、土地処分を進めるべきである。

## ③ 将来負担額の削減

- 県財政の大きな負担となっている保有土地に係る多額の借入金に伴う支払利息については、金融機関に積極的な協力を強く求めながら、繰上償還やより有利な借換えなど、保有土地に係る債務残高の早期縮減につながる取組みを進めるべきである。

## おわりに

本委員会の調査活動は1年半に及んだが、この間、県執行部におかれては、地価下落などによる土地の含み損や債務超過、資金不足などのマイナス情報であっても、積極的に公表するという対応をしていただいた。ここに感謝申し上げます。

一方、以上の提言は、県の方針とその方向性や到達点、スピードなどの点において、少なからず相違している。それは、県出資団体改革をテーマとする調査特別委員会が今回で4回目を数え、社会情勢の変化のスピードが増しているにもかかわらず、県の改革があまりにも遅いため、委員会の議論の中で、各委員と執行部の見解との差が最後まで埋まらなかった結果であるが、その差をあえてそのまま表現した。

第9回委員会において、参考人としてお招きした公認会計士の坂本氏からも意見があったように、「ゆるやかな改革」、「強い推進策を持った改革」、「強制的な改革」という改革の3段階のいずれが現在必要とされているのか。

本委員会においては、財政再建のため、そして、県民負担を最小限に抑制するためには、改革のギアを「強制的な改革」に入れざるを得ないと判断した次第である。

県におかれては、以上の提言を発奮材料にするとともに、県出資団体等改革をはじめとする行財政改革を積極果敢に進め、提言した各数値目標の達成、保有土地の処分、将来負担額の削減という形で、目に見える成果を出す真摯さを期待して、本報告を終わる。



## 参考 県出資団体等の現状と課題

### 1 県出資団体等の現状

#### (1) 県出資団体の概要

##### ① 指導対象法人数

平成21年7月1日現在における県内の出資団体は、55団体※あり、その内訳は、財団、社団の公益法人33団体、個別法に基づく特殊法人7団体、会社法法人15団体となっており、前回の県出資団体等調査特別委員会が調査を行った平成17年度に比し、統廃合等により5団体減少している状況である。

また、業務部門別では、農林水産関係が11団体と最も多く、次いで商工関係10団体、運輸・道路関係及び教育・文化関係が7団体、地域・都市開発関係が6団体であり、全体の約75%となっている。

※平成22年4月から社団法人茨城原子力協議会への県職員派遣を廃止したため、報告時点現在の指導対象団体数は54団体。

[年度別指導対象法人数の推移]

区 分	公益法人		特殊法人	会社法法人	計
	財団法人	社団法人			
平成8年7月1日現在	35	5	7	16	63
平成9年7月1日現在	34	5	7	16	62
平成10年7月1日現在	34	5	7	17	63
平成11年7月1日現在	35	13	7	19	74
平成12年7月1日現在	33	13	7	19	72
平成13年7月1日現在	32	11	7	19	69
平成14年7月1日現在	32	11	7	19	69
平成15年7月1日現在	32	8	7	18	65
平成16年7月1日現在	30	8	7	17	62
平成17年7月1日現在	29	7	7	17	60
平成18年7月1日現在	28	7	7	17	59
平成19年7月1日現在	28	6	7	16	57
平成20年7月1日現在	28	5	7	16	56
平成21年7月1日現在	28	5	7	15	55

(注)平成11年7月1現在の社団法人数が前年7月1日現在に比べ8団体増加しているのは、平成11年4月に「出資法人等指導監督基準」を改正し、財政的・人的支援を継続的に行っている法人(8団体)についても、「援助法人」として指導監督の対象としたことによるものである。

[業務部門別・設立団体数]

業務部門・設立年度	S35年 以前	S36年度 ～45年度	S46年度 ～55年度	S56年度 ～H2年度	H 3年度 ～12年度	H13年度 ～	合計
地域・都市開発関係	1	1	2	2	—	—	6
住宅・都市サービス関係	—	1	1	—	—	—	2
観光・レジャー関係	—	—	—	1	—	—	1
農林水産関係	1	3	2	1	4	—	11
商工関係	1	1	3	4	1	—	10
社会福祉・保健医療関係	—	1	—	1	1	—	3
生活衛生関係	—	—	—	1	—	—	1
運輸・道路関係	1	3	1	—	1	1	7
教育・文化関係	—	3	1	2	1	—	7
公害・自然環境保全関係	—	—	—	—	2	—	2
その他	2	—	1	1	1	—	5
合計	6	13	11	13	11	1	55

② 経営状況

平成 20 年度決算において、当期損益が黒字の団体は 35 団体、赤字の団体は 20 団体あり、累積損益が赤字となっている団体は 13 団体である。

また、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、平成 20 年度に行われた経営評価の結果では、概ね良好とされた団体が 15 団体あるものの、25 団体が改善の余地がある、10 団体が改善措置が必要とされ、5 団体は緊急の改善措置が必要とされている。

[平成 20 年度決算状況]

(単位：団体)

区 分		当期損益			累積損益		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
平成 16 年度 末 (A)	公益を目的とする法人	27	16	43	40	3	43
	営利を目的とする法人	14	3	17	10	7	17
	計	41	19	60	50	10	60
平成 20 年度 末 (B)	公益を目的とする法人	26	14	40	36	4	40
	営利を目的とする法人	9	6	15	6	9	15
	計	35	20	55	42	13	55
増 減 (B)-(A)		△ 6	1	△ 5	△ 8	3	△ 5

[平成 20 年度経営評価結果]

(単位：団体)

区 分	評価結果				計	
	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	緊急改善措置が必要		
平成 17 年度 (A)	公益を目的とする法人	15	24		4	43
	営利を目的とする法人	4	10		3	17
	計	19	34	0	7	60
平成 20 年度 (B)	公益を目的とする法人	9	18	9	4	40
	営利を目的とする法人	6	7	1	1	15
	計	15	25	10	5	55
増 減 (A)-(B)	公益を目的とする法人	△ 6	△ 6	9	0	△ 3
	営利を目的とする法人	2	△ 3	1	△ 2	△ 2
	計	△ 4	△ 9	10	△ 2	△ 5

※ 緊急の改善措置が必要とされた団体

(財)茨城県開発公社、鹿島都市開発(株)、(財)茨城県勤労者余暇活用事業団、茨城県土地開発公社、茨城県住宅供給公社

### ③ 県関与の状況等

#### ア 人的関与の状況

平成 21 年 7 月 1 日現在の団体役員総数 868 人のうち常勤は 110 人であるが、この中には、県派遣職員 9 人、元県職員 50 人が含まれる。また、代表者が知事である団体は 2 団体、副知事である団体は 9 団体となっている。

また、団体の常勤職員は総数で 2,130 人であり、このうち県派遣職員 252 人、元県職員 15 人となっている。

なお、平成 17 年 7 月 1 日時点と比較し、常勤役員では、県派遣職員が 1 人増加しているものの、元県職員は 16 人減少しており、常勤職員では、県派遣職員が 115 人減少、元県職員が 3 人減少しており、合計で 118 人の減少となっている。

[団体の役員数（平成 21 年 7 月 1 日現在）]

(単位：人)

区 分	総数	常 勤						非 常 勤					
		県派遣職員	元県職員	小計	プロパー職員	その他	計	県職員兼職	元県職員	小計	その他	計	
平成17年 7月1日 現在 (A)	公益を目的とする法人	732	4	47	51	4	10	65	84	10	94	573	667
	営利を目的とする法人	276	4	19	23	5	32	60	31	1	32	184	216
	計	1,008	8	66	74	9	42	125	115	11	126	757	883
平成21年 7月1日 現在 (B)	公益を目的とする法人	627	8	35	43	7	8	58	62	24	86	483	569
	営利を目的とする法人	241	1	15	16	13	23	52	26	0	26	163	189
	計	868	9	50	59	20	31	110	88	24	112	646	758
増 減 (B)-(A)	△ 140	1	△ 16	△ 15	11	△ 11	△ 15	△ 27	13	△ 14	△ 111	△ 125	

(注) 「その他」は市町村・企業等からの派遣職員など

[団体の常勤職員数（平成 21 年 7 月 1 日現在）]

(単位：人)

区 分	総 数	内 訳					
		県派遣職員	元県職員	小計	プロパー職員	その他	
平成17年 7月1日 現在 (A)	公益を目的とする法人	1,485	351	17	368	1,062	55
	営利を目的とする法人	916	16	1	17	837	62
	計	2,401	367	18	385	1,899	117
平成21年 7月1日 現在 (B)	公益を目的とする法人	1,192	239	15	254	897	41
	営利を目的とする法人	938	13	0	13	841	84
	計	2,130	252	15	267	1,738	125
増 減 (B)-(A)	△ 271	△ 115	△ 3	△ 118	△ 161	8	

(注) 「その他」は、市町村・企業等からの派遣職員など

イ 財政的関与の状況

平成 20 年度末時点における、県の出資団体に対する出資額は 256 億円である。また、平成 20 年度に県が補助金などで関与したものは、公益法人で 62 団体 953 億円、会社法法人で 15 団体 23 億円、合計で 77 団体 976 億円となっている。

さらに、平成 20 年度末時点で県の損失補償等（損失補償及び債務保証）限度額は、10 団体に対し 3,044 億円となっている。

なお、平成16年度末時点との対比では、出資団体が3団体減少、県の出資額で9億円減少しており、損失補償等限度額は1,958億円減少している。また、財政関与状況では、合計額で511億円増加している。ただし、平成18年度から開始した住宅供給公社、土地開発公社対策分を除くと、192億円減少している。

[出資状況（平成20年度末現在）] (金額単位：百万円)

区 分		団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
平成16年度末 (A)	公益を目的とする法人	36	48,883	19,681	40.3%
	営利を目的とする法人	17	22,797	6,811	29.9%
	計	53	71,680	26,492	37.0%
平成20年度末 (B)	公益を目的とする法人	35	51,562	18,750	36.4%
	営利を目的とする法人	15	22,739	6,805	29.9%
	計	50	74,301	25,555	34.4%
増 減 (B)-(A)	公益を目的とする法人	△ 1	2,679	△ 931	1.4%
	営利を目的とする法人	△ 2	△ 58	△ 6	1.5%
	計	△ 3	2,621	△ 937	1.6%

※団体数には、県が出資していない社団法人を含まない。

[県費措置状況（平成20年度）] (金額単位：百万円)

区 分	公益法人		会社法法人		計		
	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額	
平成16年度 (A)	補助金	30	5,083	3	10	33	5,093
	委託料	31	24,202	12	2,594	43	26,796
	貸付金	7	13,350	2	1,300	9	14,650
	計	68	42,635	17	3,904	85	46,539
平成20年度 (B)	補助金	25	9,286	2	8	27	9,294
	(内公社対策)	(2)	(7,359)			(2)	(7,359)
	委託料	28	15,739	12	1,663	40	17,402
	貸付金	9	70,320	1	600	10	70,920
	(内公社対策)	(2)	(62,933)			(2)	(62,933)
計	62	95,345	15	2,271	77	97,616	
増 減 (B)-(A)	補助金	△ 5	4,203	△ 1	△ 2	△ 6	4,201
	(内公社対策)	(2)	(7,359)			(2)	(7,359)
	委託料	△ 3	△ 8,463	0	△ 931	△ 3	△ 9,394
	貸付金	2	56,970	△ 1	△ 700	1	56,270
	(内公社対策)	(2)	(62,933)			(2)	(62,933)
計	△ 6	52,710	△ 2	△ 1,633	△ 8	51,077	
(内公社対策)	(2)	(70,292)			(2)	(70,292)	

(注) 団体数の計は、県費措置状況の区分毎の団体数の合計であり延べ数である。

[損失補償等限度額の状況(平成20年度末現在)] (金額単位:百万円)

区 分	公益法人		会社法法人		計	
	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額
平成16年度末(A)	9	500,140	0	0	9	500,140
平成20年度末(B)	10	304,393	0		10	304,393
増 減 (B) - (A)	1	△ 195,747	0	0	1	△ 195,747

※損失補償等とは、損失補償及び債務保証である。

#### ④ 県による指導監督の状況

##### ア 条例に基づく指導監督

「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」(平成15年制定)に基づき、出資法人等の組織や財務運営、情報公開の推進等に関し、必要に応じて助言等を行うほか、毎会計年度終了後に事業の実施状況、経営状況等に関して法人自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めている。

また、公益法人制度改革等社会経済情勢の変化に対応するため、平成20年度から、経営評価の区分を従来の3区分から4区分に細分化や評価の視点の見直しを行うとともに、経営評価書の大幅な見直しを行い、評価結果に応じた適切な指導を行っている。

さらに、前回の出資団体等調査特別委員会の提言を受け、改善が必要と判断された法人に対して改革工程表を作成させ、毎年度の目標達成が確実となるよう定期的に取り組実績等を報告するとともに、進行管理上の課題等について、助言、指導を行っている。

##### イ 出資法人等指導監督基準に基づく指導監督

「出資法人等指導監督基準」(平成11年制定)に基づき、出資法人等の設立の趣旨に沿った適正な運営が確保されるよう、事務事業の管理に関する事、組織人事の管理に関する事、財務管理に関する事等の基本的事項について、事前協議・報告徴収・実地検査による指導監督を実施している。

##### ウ 総務省通知に基づく運営指導等

「第三セクターに関する指針」(平成11年制定、平成15年改定総務省通知)は、第三セクターを取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることなどから、

「政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ること。」「既存団体の見直しを一層積極的に進めること。」等のポイントを踏まえ、出資団体に対し健全な運営が確保されるよう指導を行ってきた。

また、「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月総務省通知）に基づき、専門家で構成する「経営検討特別委員会」を平成 20 年 10 月に設置し、経営が著しく悪化する恐れがある開発公社及び住宅供給公社の経営分析や今後のあり方について審議し、経営改革に関する意見書がとりまとめられた。（開発公社：平成 21 年 8 月 21 日，住宅供給公社：平成 21 年 10 月 30 日）

さらに、平成 21 年 6 月の総務省通知「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」において、従来の指針にかわり、新たに「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が示されたことから、今後、同指針を踏まえた出資団体の抜本的な改革に取り組むこととしている。

## (2) 特別会計・企業会計の概要

### ① 会計数

平成 21 年 4 月 1 日現在における特別会計設置数は 17 会計であり、その内訳は、事業会計 6 会計，貸付金会計 7 会計，整理区分会計 4 会計である。平成 21 年度当初予算額は，2,809 億円である。

また，企業会計設置数は 5 会計であり，平成 21 年度当初予算額は，1,009 億円である。

### ② 一般会計からの繰入状況

平成 21 年度当初予算における一般会計からの繰入金が多い会計は，公債管理（252 億円），病院事業（44 億円），水道事業（33 億円），港湾事業（30 億円），都市計画事業土地区画整理事業（T X 沿線開発）（25 億円）などである。

### ③ 県債残高の状況

また，平成 21 年度末（見込み）における県債残高が多い会計は，都市計画事業土地区画整理事業（T X 沿線開発）（1,845 億円，平成 20 年度決算将来負担見込額 840 億円），港湾事業（961 億円，将来負担見込額 631 億円），水道事業（686 億円，将来負担見込額 46 億円），工業用水道事業（705 億円，将来負担見込額－），流域下水道事業（409 億円，将来負担見込額 296 億円）などである。

### ④ 内部留保資金の状況

さらに，平成 20 年度末（見込み）における繰越金や基金など内部留保資金の多い会計は，公債管理（336 億円），水道事業（162 億円），鹿島臨海都市計画下水道事業（70 億円），工業用水道事業（61 億円），競輪事業（38 億円）などである。



## 2 県出資団体等の課題

過去3回の県出資団体等調査特別委員会の提言等を受け、策定した改革工程表に則り、取組みを行ってきているが、いまだ次のような課題が残されている。今回の調査特別委員会の調査を踏まえ、整理を行った。

### (1) 団体・会計のあり方等

#### ① 団体・会計のあり方

県出資団体を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、法人の役割や必要性を改めて問い直し、「廃止」や「統合」「自立化・民営化」も視野に、あり方を抜本的に見直す必要がある。

特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討する必要がある。

また、社団法人、財団法人である団体では、平成25年11月までの新公益法人制度への移行に耐えられるだけの、事業の公益性の点検、公益目的事業の割合の引上げなどに取組む必要がある。

特別会計・企業会計においては、設置当初の目的が薄れたり、一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計について、廃止も含め、あり方を検討する必要がある。

#### ② 経営改善

累積損失を抱える団体数は、平成19年度決算で12団体と、前回の調査特別委員会時より経営状況が悪化している。これらの団体については、改革工程表に基づき、財務基盤の強化や経営の健全化を図る必要がある。

事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図る必要がある。

特別会計・企業会計については、独立採算性の確保の観点から、事業の効率化や経費の徹底した見直し、受益者負担の適正化などを行うことにより、一般会計からの繰入金を抑制する必要がある。

### ③ 県の関与

県出資団体が自己責任による自律的な経営を推進できるよう，県の人的，財政的関与は，必要最小限にする必要がある。

また，民間と競合する事業については，県が関与すべき範囲を再検証し，関与の必要性が薄れた事業の民営化や譲渡を視野に入れた検討を開始する必要がある。

### ④ 経営責任

県出資団体は，独立した事業主体として自己責任原則の下，事業運営の責任体制の明確化を図る必要がある。

## (2) 精査団体等の課題

### ① 精査団体の課題

#### ア 茨城県住宅供給公社

本団体は、平成 17 年度決算で生じた債務超過（461 億円）を平成 18 年度から 10 年間で解消するため、債務超過額の 10 分の 1 相当額を毎年度、県の一般財源から補助を受け、残りの債務超過の額を単年度貸付金により支援されているほか、本団体の人件費や借入金の利息等の運営費等についても、支援を受けている。

しかし、保有土地の処分が計画どおりに進んでいないことから、平成 18 年度決算で 1 億 50 百万円、平成 19 年度決算では 17 億 76 百万円、平成 20 年度には低価法を適用し、土地処分等に伴う損失等も含め約 60 億円の実質損失が発生し、平成 18 年度及び 19 年度分は翌年度の最終補正予算で一括処理し、平成 20 年度分はそのうち 8.6 億円を平成 21 年度最終補正予算で処理したところである。

仮に追加損失に対する県支援を認めない場合には、本団体は年度末に県貸付金を返済するためのオーバーナイト資金を金融機関から調達できなくなり、県は最悪の場合、財政再生団体に転落する恐れが生じる。

現在の改革工程表においては、平成 26 年度を目途に保有資産を処分した上で、自主解散の進めるとしているが、地価下落傾向が続くと予測される中で、さらなる損失の発生は避けたい状況にあることから、県財政への負担を抑制するためには、早期の解散が必須である。

解散に先だっては、サンテヌ土浦の譲渡、プロパー職員の処遇、特定優良賃貸住宅事業の整理などの解決すべき課題がある。※

さらに、解散に当たっては、県が損失補償している 501 億円（平成 20 年度末）の資金をどのように調達するかが最大の課題であり、第三セクター等の抜本的改革を集中的に行うことを目的に時限的に認められた「第三セクター等改革推進債」の活用のは是非について、現世代と将来世代との負担のあり方も含め、スピード感を持って結論を出す必要がある。

※ サンテヌ土浦は平成 21 年 12 月末社会福祉法人筑水会に譲渡、プロパー職員は平成 22 年 3 月末までに全員退職。

## イ 財団法人茨城県開発公社

本団体は、土地開発事業として、平成 20 年度末時点で 762.3ha（プロパー分 309.4ha、公共事業受託分 452.9ha）の工業団地造成事業を行っており、県は、本団体の金融機関からの借入れ（平成 20 年度末現在 1,294 億円）に対し損失補償を行っている。

平成 21 年度からの低価法導入に伴い、保有土地等土地開発部門の含み損総額が表面化し、債務超過に陥る見通しとなったことから、平成 21 年度から 10 年間で 211 億円の県費による支援策を決定したところである。

保有土地については、引き続き土地価格の下落が見込まれるが、早期に処分を進め処分計画の着実な達成に努める必要がある。

団体の今後のあり方については、将来的には廃止も視野に入れながら、県の公共団地受託事業を中心とした必要最小限の組織とすることを目指し、福祉施設部門、ビル管理部門の縮小化等により事業を大幅に見直す必要がある。

なお、茨城空港旅客ターミナルビルの運営については、開港当初から就航路線不足による大幅な赤字経営が必至であり、新たな県負担の発生が危ぐされるため、経営のあり方について検討を行う必要がある。

## ウ 鹿島都市開発株式会社

本団体は、平成 17 年度決算において減損会計を導入したことにより、約 69 億円の特別損失を計上し、以後、債務超過の状況に陥っている。

改革工程表や経営改善計画に基づく取組みにより、単年度収支については、平成 18 年度以降 3 期連続で黒字となっているが、鹿島セントラルホテル新館の建設に係る県からの無利子貸付金の残高（平成 20 年度末現在約 104 億円）等があるため、引き続き徹底的なコスト削減や収益増加策に取組み、経営の改善を図る必要がある。

県からの貸付金については、平成 23 年度以降の数年間、民間都市開発推進機構への償還金も合わせ、償還額が 7 億円前後のピークとなる見込みであり、今後の資金収支の支障となる恐れがあることから、県貸付金の償還条件を見直

し、償還額の平準化を県（鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計）に要請する必要がある。

本団体は、鹿島地域の都市づくりの一翼を担い、公共施設の管理運営の受託や、鹿島セントラルビルの運営に当たってきた歴史がある。しかし、設立当初と比べ、鹿島地域の状況も大きく変化していることから、ホテル業等、民間と競合する事業分野に関して、県の関与のあり方を検討していく必要が生じている。

#### エ 茨城県土地開発公社

本団体は、平成 17 年度決算で生じた債務超過約 97 億円を、平成 18 年度から 10 年間で解消するため、県から補助金と無利子貸付金による支援を受けている。（平成 20 年度末現在金融機関からの借入金残高 209 億円）

保有土地は、ひたちなか地区 34.4ha、土浦市瀧田地区約 1.3ha 及び代替地 18.7ha について、早急な処分を進める必要があるが、世界的な経済悪化により土地需要が低迷し、売却が進まないため、県の長期貸付金の返済が計画どおりに進んでいない。

このような状況の中、本団体の財務状況を明らかにするため、低価法の適用と県の支援を含めた債務超過対策について併せて検討する必要が生じている。

地価下落の現下においては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、本団体のあり方について検討を行う必要がある。

#### オ 財団法人グリーンふるさと振興機構

本団体は、グリーンふるさと圏（5 市 2 町）の振興を目的に事業を行っているが、県出資団体等経営改善専門委員会や先の委員会における提言を踏まえ、改革工程表において平成 22 年度には、法人の存廃を含めた再検討を行うこととしている。

現在、平成 18 年度から平成 22 年度までの中期計画を定めて、組織・事業の大幅な見直しを行い、重点施策を絞り込み集中的に事業を実施しており、その

政策目標については、概ね達成しているが、自立化を目的として着手した収益事業については、黒字化が達成できていないなど、引き続き、事業の再点検を行い、効果的で効率的な事業のあり方について検討する必要がある。また、県、市町、地域づくり団体との役割分担の明確化を図るとともに、県からの人的・財政的支援のあり方について検討していく必要がある。

#### カ 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

本団体は、指定管理者制度の導入に伴い、県立あすなろの郷、県立こどもの城及び県総合福祉会館の指定管理業務の受託を主な業務としており、全事業費に対する指定管理料の占める割合が91.6%と県出資団体中、最も高くなっている。

指定管理者制度のもとでは、事業の受託は民間事業者との競合が原則であり、団体の経営面での自立化を図る方向での検討が必要である。

経営改善の面では、県立あすなろの郷について、大幅な職員給与の改定により人件費の削減を行い、平成17年度に17億63百万円あった運営に係る県費負担額を平成20年度には10億65百万円まで削減し改善が進められたが、平成18年度に作成した中期経営計画では、平成23年度までに県が政策的に負担することとしている6億円まで削減することを目標としており、さらなる運営経費の削減に努めていく必要がある。

なお、県立あすなろの郷については、建設後35年が経過し施設の老朽化が進んでいる上、施設が分散し非効率であることから、施設の建て替えによる集約化を検討する必要がある。

#### キ 財団法人茨城県教育財団

本団体は、生涯学習センター、青少年教育施設、県立歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業を行っている。

これまで、指定管理事業における社会教育主事や埋蔵文化財発掘調査事業における文化財保護主事などの専門職を団体独自に多数採用することは困難として、県から多数の職員派遣を受け運営してきたが、出資団体等経営改善専門委

員会や財政再建等調査特別委員会から、県派遣職員の削減や実施事業への民間事業者の活用等について提言を受けている。

提言事項の改善に取り組んだ結果、県派遣職員については、平成 17 年度に比べ平成 21 年度は 54 人の削減が図られたが、依然として 107 人、職員全体の約 74%に当たる割合の県職員の派遣を受けており、さらなる削減が課題である。

また、指定管理業務及び埋蔵文化財発掘調査事業については、指定管理者制度の趣旨や発掘調査事業の性格を踏まえて、どのように民間事業者の活用を図っていくかが課題である。

## ② 精査会計の課題

### ア 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

鹿島臨海工業地帯の造成に当たり地域住民から提供を受けた土地を工業団地等に造成し、企業に売却した分譲収入を財源として、工業団地の造成や港湾の整備や都市施設の整備のほか、カシマサッカースタジアムなど鹿島地域のまちづくりを推進してきた。

平成 20 年度は、工業団地への新規立地があったものの、リース契約であったことなどにより、決算において初めて一般会計からの繰入金を計上した。今後、保有土地の早期処分や歳出の抑制に努め、繰入金の解消を図っていく必要がある。

県債残高については、平成 20 年度末で約 111 億円あり、その大部分は、県立カシマサッカースタジアムの改築に係るものであるが、公債費の支出が会計の大きな負担となっていることから、起債額を必要最小限に抑制するとともに、計画的な償還を行うことにより、県債残高の圧縮を図る必要がある。

今後 10 年前後のうちに、本会計の主要事業である奥野谷浜工業団地や北公共ふ頭関連用地の分譲についても概ね完了していくことが予想される。このため、保有土地の管理等のみとなる将来に向けて、同会計の収束を含めた検討を開始する必要がある。

## イ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計

### ○ TX沿線開発

県は、鉄道整備と一体的な計画的なまちづくりを推進するため、本会計により沿線地域5地区において土地の先買い事業を行うとともに、うち3地区において土地区画整理事業を進めている。

本事業にかかる県債残高は、TX開業に伴う土地処分の本格化により、平成17年度末の約2,309億円をピークに減少に転じているが、平成20年度決算で2,183億円の残高があり、支払利息だけでも年間約30億円を要している。

また、長期の地価下落の影響などにより収支が悪化しており、平成20年度決算を基に算定した一般会計の将来負担見込額は約840億円と見込まれ、県財政の大きな負担となっている。早期の保有土地処分や事業費の縮減など事業の健全経営に全力で取組み、将来負担額のできる限りの抑制に努めていく必要がある。

さらに、将来負担額を抑制するため、県の財政状況や公社支援の動向等も勘案しながら、一般財源による対策も検討課題である。

### ○ 阿見吉原地区

県は、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」）阿見東IC周辺における計画的な市街地整備を図るため、本会計により先買い事業及び土地区画整理事業を進めている。

本事業に係る県債残高は、平成19年度は約162億円であったが、その後大規模アウトレット店舗用地として土地処分をし、繰上償還を行い、平成20年度末残高は約102億円に減少している。しかし、今後、西南地区の整備のため新たな借入れを行う必要があり、既借入れに係る利息も年間約1億円以上となっていることから、県財政への影響が懸念される場所である。

また、長期の地価下落の影響などにより収支が悪化しており、平成20年度決算をもとにした将来負担額は約20億円と見込まれた。しかし、地価のさらなる下落を見込んだ収支見直しの結果、将来負担額は約65億円まで膨らんでいる。保有土地の早期処分がますます求められている。



## ウ 病院事業会計

平成 18 年度から地方公営企業法の全部適用を導入し、平成 21 年度までの 4 年間に改革期間として、県立病院改革に取り組み、様々な改革が進められてきた結果、県立 3 病院の経営状況は医業収益などについて改善が図られるとともに、診療体制においても、友部病院における精神科救急への取り組みの開始や中央病院における救急医療への積極的対応など、一定の成果を上げている。

一方で、中央病院における資金収支は、引当金のない退職給与金や建設改良費の負担などにより赤字が続き、引き続き危機的な経営状況となっていることから、3 病院合計の平成 20 年度における一般会計からの繰入金は平成 17 年度とほぼ同額で、一般会計からの繰入金縮減という改革当初の目標については達成できていない。

今後、病院事業会計の健全経営を図るためには、退職給与金や建設改良費の負担のあり方などについて、一般会計からの繰入基準の見直しも含めて検討せざるを得ない状況である。

また、平成 18 年度から 21 年度までの改革期間においては、経営改善の効果を評価する指標を明確にしておらず、改革効果の評価の検証を明確に県民に説明することが困難な状況であることから、今後の改革に取り組むに当たっての経営目標を明確に示す必要がある。

さらに、診療体制においても、中央病院においていまだ産科や小児科入院が再開できていないなど、県民への政策医療の提供の面からも十分とは言えない状況である。

以上のことから、県立病院改革については、改善効果は見られつつも、いまだ目指すべき改革の緒についたばかりの状況である。

### ③ 準精査団体の課題

#### ア 財団法人茨城県青少年協会

本団体は、県の指定管理を受け県立青少年会館の管理運営及び運営と一体の青少年育成事業を行うとともに、施設を活用し、青少年や若者の交流の機会を創出する自主事業を行っている。

しかし、事業収入の7割が県委託料、3割弱が青少年会館の利用料であるため、平成26年度以降に指定管理を受けられない場合には、団体の運営が困難となるおそれがある。

このため、県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施とあわせて、他の類似団体との統合・再編を含め団体のあり方を検討する必要がある。

また、事務長が県職員OBであること、青少年会館における平成20年度の青少年等利用率が28.7%と低調であることなどが課題である。

#### イ 財団法人茨城県環境保全事業団

本団体は、公共処分場「エコフロンティアかさま」における廃棄物処理事業などの業務を行っている。

しかし、廃棄物の減量化やリサイクル技術の進展、急激な景気悪化による企業活動の減速などにより、廃棄物の発生量が大幅に減少したため、当初計画に対して、平成20年度の廃棄物受入量で78.2%、売上高で54.3%の達成率となっており、平成20年度末残高で131億2千万円にのぼる長期借入金の返済が極めて困難な状況である。

県では平成17～21年度に、本団体の運転資金不足分として11～34億円の短期貸付を行ってきたが、その額も毎年度増加し、年度末のオーバーナイト資金の調達が困難となりつつあるため、長期的な資金計画の見直しとともに、エコフロンティアかさまの操業期間や損失補償期間の延長を検討、判断することが緊急の課題となっている。※

※ 損失補償期間の延長については、平成22年第1回定例会で提案され、可決された。

#### ウ 財団法人茨城県看護教育財団

本団体は、結城市内において看護専門学校を運営し、県西地域の看護師育成に貢献してきたが、前回の調査特別委員会において、入学者の定員割れや県補助金が3千万円を超えているなどの理由から、民間委譲も含めて学校運営のあり方を検討するよう求められた。

その後、学生数の安定確保や運営経費の削減などの改革に取り組んできたが、平成20年度入学者は42名と再び定員割れになり、平成21年度の県補助金額は3,300万円と依然として課題は解決されていない。

今回の調査特別委員会の調査においては、財団による学校運営を改善する方策として、新たに定員の引下げと授業料等の引上げが執行部から提示された。

#### エ 株式会社いばらき IT 人材開発センター

本団体は、平成3年に（独）情報処理推進機構、県、古河市、地元企業等により設立され、情報技術者の養成・派遣や中小企業の情報化支援、自社ビルのオフィス賃貸事業などの業務を行っている。

しかし、平成20年度末のオフィス入居率は70.2%と目標の80%を達成できず、景気後退の影響により企業からの技術者派遣要請は減少し、解消すべき累積損失は3億3,200万円と逆に増加している。

経営の安定化を図るため、抜本的な財務体質の改善が必要である。

#### オ 財団法人茨城県農林振興公社

#### カ 社団法人茨城県穀物改良協会

#### キ 社団法人園芸いばらき振興協会

この3団体は、先の調査特別委員会において、再編統合を検討すべきとの提言を受けた後、平成21年度に給与事務の一元処理を開始したが、再編・統合にはいまだ至っていない。

農林振興公社が行っている分収造林事業については、他県において木材価格の低迷により多額の債務を県が引き受ける事例が発生しており、再編・統合の妨げとなるおそれがあるため、その解消が課題である。

また、平成 22 年度から、公益法人制度改革への対応として、公益目的事業を担っているのか、再点検する必要がある。

さらに、農林振興公社では、農地保有合理化事業に係る借入金が平成 20 年度実績 6 億 1,450 万円に対して、県の損失補償限度額が 43 億円と過大であること（※1）、理事長が知事の兼職であり、解消が求められること（※2）などが課題である。

※1 損失補償限度額については、その引き下げが平成 22 年第 1 回定例会に提案され、可決された。

※2 平成 22 年 4 月 1 日に知事の理事長職兼職を廃止。

#### ク 財団法人茨城県建設技術公社

本団体は、建設行政を補完するため、技術職員への研修会の開催や市町村への技術的助言・相談等の実施、電子入札システム等の資金・技術支援などを行うとともに、県や市町村などの公共事業の積算・施工管理業務などを受託している。

しかし、民間企業と競合する調査、設計業務を含む受託事業が、収益の 9 割を占め、そのうちの 6 割以上を県の委託料が占めるという収益構造であることから、調査、設計業務のさらなる縮減と、研修事業など公益事業の拡充に努める必要がある。

人的関与については、平成 21 年度で、常勤役員 3 名全員が県職員 O B であり、職員 94 名のうち 5 名が県派遣となっており、必要最低限まで縮小していく必要がある。

本部と研修庁舎が別になっており、組織の統廃合により経費や人員の効率化を図る余地がある。

公益法人制度改革に伴う移行手続き等を計画的に進める必要がある。

## ケ 茨城県道路公社

本団体は、住民の利便性の増進と産業の発展に寄与するため、政府や市中銀行からの借入金、県出資金などを建設資金として短期間で道路を整備し、平成 21 年度現在、水郷有料道路を含む 7 路線の料金収受及び維持管理を行っている。

しかし、今後、新規路線計画はなく、資金の償還が完了している水郷や新大根橋有料道路などの相次ぐ無料化に伴い、平成 22 年度から経営収支が悪化し、平成 25 年度以降、2 億円から最大 10 億円の資金不足が毎年度生じる見通しであることから、料金収入の確保や経費の削減など一層の経営改善に努め、収支の均衡を図るとともに、団体の解散時期を判断する必要性が生じている。

また、県の関与については、平成 20 年度末で、表筑波スカイラインの資金償還を補てんする目的で 9 億 2,400 万円を無利子短期貸し付けしていること、国や金融機関からの長期借入金残高 79 億 3,600 万円に対して債務保証限度額が 180 億円（※1）と過大であること、常勤役員 4 名のうち県職員 OB が 3 名（※2）、職員 12 名のうち県派遣が 2 名となっておりさらなる削減が求められることなどが課題である。

※1 債務保証限度額については、その引き下げが平成 22 年第 1 回定例会に提案され、可決された。

※2 平成 22 年度は、常勤役員 4 名を 2 名に減じた（県職員 OB は 1 名）。

## ④ 準精査会計の課題

### ア 港湾事業特別会計

本会計は、公共事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾機能を効率的に発揮させるため、起債事業により、荷役機械、上屋等の機能施設の整備や、臨海部の土地造成を行っている。

しかし、港湾整備の長期化や景気悪化により、使用料収入や土地売却収入が確保できないため、一般会計繰入金や起債の借換えに依存している。平成 20 年度決算で歳入の 57%（69 億 6 百万円）を県債が、23%（28 億 2 千万円）を一般会計繰入金が占める状況となっている。

平成 20 年度決算に基づく将来負担額は、機能施設整備事業で 337 億円、臨海部土地造成事業で 293 億円、本会計全体で 630 億円の発生が見込まれる。

このため、取扱貨物量の増加対策と保有土地の早期処分が課題となっている。

#### イ 流域下水道事業特別会計

独立採算による企業的経営を強化するため、平成 21 年度から地方公営企業法財務規定の適用を予定していたが、市町村との協議が整わず見送る結果となっている。このため、市町村と費用負担のあり方などについて合意形成を図る必要がある。

#### ウ 県立医療大学付属病院特別会計

本会計は、県立医療大学付属病院における医療専門職の養成やリハビリテーション医療の提供及び情報発信などの事業を行っている。

病院建設及び医療機器更新のための起債未償還額は、平成 20 年度末で約 60 億円であり、平成 20 年度会計では、公債費 4 億 4 千万円を除いても、なお約 4 億 6 千万円の収支差が生じ、一般会計繰入金に依存せざるを得ない経営状況である。

県債残高の計画的償還と一般会計繰入金の縮減のため、研修士人数の拡充などによる収入の確保と支出の削減が課題である。

## 付属資料

- 1 調査に当たった委員
- 2 活動経過
- 3 県出資団体等の課題に対する知事の対応の明確化を求める申し入れ (H21. 8. 5)
- 4 健全な財政運営を確保しながら計画的な保有土地対策の推進を求める決議 (H22. 3. 23)
- 5 県出資団体等一覧
- 6 県出資団体等の業務部門別・設立年度一覧
- 7 各団体の主な事業一覧
- 8 各団体の役員・職員数等一覧
- 9 各団体の決算・県費措置状況等一覧
- 10 特別会計・企業会計の設置根拠・事業内容一覧
- 11 特別会計・企業会計の状況
- 12 県有及び公社等所有の分譲等対象用地一覧
- 13 公社・県保有土地の状況及び将来負担への対応
- 14 保有土地等に係る実質的な将来負担対への対策 (案)
- 15 県債残高, 公債費の見通し
- 16 将来負担の見通し
- 17 茨城県住宅供給公社における将来負担対策の概要
- 18 財団法人茨城県開発公社における将来負担対策の概要
- 19 茨城県土地開発公社における将来負担対策の概要
- 20 T X沿線開発事業における将来負担対策

1 調査に当たった委員（平成21年3月19日～平成22年9月22日）

委員長	鶴岡正彦
(委員長	西條昌良)
副委員長	田所嘉徳
委員	高橋靖
委員	菊池敏行
委員	小池忠
委員	荻津和良
委員	常井洋治
委員	細谷典幸
委員	鈴木亮寛
委員	粕田良一
委員	森田悦男
委員	長谷川修平
(委員	川口浩)
委員	足立寛作
委員	江田隆記
委員	梶岡博樹

西條昌良委員長	平成21年3月19日から平成21年12月9日まで委員長
鶴岡正彦委員長	平成21年3月19日から平成21年12月9日まで委員
	平成21年12月9日から平成22年9月22日まで委員長
川口 浩委員	平成21年3月19日から平成21年8月17日まで委員
長谷川修平委員	平成21年9月8日から平成22年9月22日まで委員



## 2 活動経過

項番	回数	時 期	審 議 事 項 等
1	1	平成21年 5月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査方針，活動計画の決定</li> <li>○出資団体及び特別会計・企業会計の概況</li> <li>○出資団体の現状・課題 （病院事業会計，生活環境部，保健福祉部，商工労働部，農林水産部，企業局，教育庁，警察本部）</li> </ul>
2	2	6月19日（金） 〔定例会中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保有土地に係る諸問題の状況</li> <li>○出資団体の現状・課題 （知事直轄，企画部，土木部，生活環境部，商工労働部，農林水産部）</li> <li>○精査団体・精査会計の選定</li> </ul>
3	3	7月15日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治法第98条第1項の規定に基づき県出資団体等の課題に係る対応について知事に報告を求める件</li> </ul>
4	4	8月5日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査会計の改革方針 （病院事業会計）</li> <li>○地方自治法第98条第1項の規定に基づく審査に係る知事への申し入れについての協議</li> </ul>
5	5	9月16日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体及び精査会計の改革方針 （茨城県住宅供給公社，鹿島都市開発株式会社，鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計）</li> </ul>
6	6	10月2日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体及び精査会計の改革方針 （都市計画事業土地区画整理事業特別会計，社会福祉法人茨城県社会福祉事業団，財団法人茨城県教育財団）</li> </ul>
7	7	10月23日（金） 〔定例会中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項</li> <li>○精査団体及び精査会計の改革方針 （財団法人茨城県開発公社，茨城県土地開発公社，病院事業会計）</li> <li>○将来負担比率の状況等</li> <li>○準精査団体及び準精査会計の選定</li> </ul>
8	8	11月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精査団体の改革方針 （財団法人グリーンふるさと振興機構）</li> <li>○準精査会計の改善方針 （港湾事業特別会計，流域下水道事業特別会計，県立医療大学附属病院特別会計）</li> <li>○その他の特別会計・企業会計の改善方針</li> <li>○中間報告の論点整理</li> </ul>
9	9	12月4日（金） 〔定例会中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考人意見聴取 公認会計士・税理士 坂本和重氏</li> <li>○精査団体及び精査会計の改革方針 （茨城県住宅供給公社，病院事業会計）</li> <li>○準精査団体の改革方針 （（財）茨城県環境保全事業団）</li> <li>○中間報告案の検討</li> </ul>

		時 期	審 議 事 項 等
項番	回数		
10	10	12月18日（金）	○準精査団体の改革方針 （（財）茨城県青少年協会，（財）茨城県看護教育財団， （株）いばらきIT人材開発センター， （財）茨城県農林振興公社，（社）茨城県穀物改良協会， （社）園芸いばらき振興協会，（財）茨城県建設技術公社， 茨城県道路公社）
11	11	平成22年 2月19日（金）	○精査団体及び精査会計の改革方針 （茨城県住宅供給公社， 都市計画事業土地区画整理事業特別会計， 病院事業会計）
12	12	3月16日（火） 〔定例会中〕	○改革方針を踏まえた予算案の対応 ○決議案の発議 ○県出資団体の将来方向 ○精査団体の改革方針 （茨城県住宅供給公社） ○活動計画の変更
13		3月26日（金）	県内調査（県央・県南地区） 三公社及びT X沿線開発に係る保有土地の現況調査
14		4月26日（月） ～27日（火）	県外調査（静岡県・神奈川県） 各県における出資団体改革状況等調査
15	13	5月14日（金）	○精査団体・準精査団体等の改革工程表 ○将来負担比率（平成21年度末見込み）の状況 ○調査方針及び活動計画の変更
16	14	6月14日（月） 〔定例会中〕	○精査団体の改革方針 （茨城県住宅供給公社） ○報告事項 ○県出資団体の将来方向に関する県方針
17	15	8月19日（木）	○茨城県住宅供給公社の解散処理 ○今後の保有土地対策と中長期財政収支見通し ○精査団体・精査会計における改革の進捗状況について ○最終報告書案の検討
18	16	9月16日（木） 〔定例会中〕	○改革方針を踏まえた議案の概要 ○最終報告書の決定

3 県出資団体等の課題に対する知事の対応の明確化を求める  
申し入れ

平成21年8月5日

茨城県知事  
橋本昌殿

茨城県議会議長 葉梨 衛

県出資団体等の課題に対する知事の対応の  
明確化を求める申し入れ

地方自治法第98条第1項の規定に基づく  
審査を踏まえ、標記の申し入れを行う。

県出資団体等の課題に対する知事の対応の明確化を求める申し入れ

7月15日に開催された県出資団体等調査特別委員会において、地方自治法第98条第1項に基づく知事からの報告に関し審議を行ったが、4期16年にわたって県政運営を担ってきたにもかかわらず、バブル崩壊などの外部環境の変化を原因とすることに終始し、具体性に乏しく、過去の責任及び将来の説明において極めて不明瞭であり、県民に対する説明責任を十分に果たしていない。

よって、知事においては次の事項について誠意ある対応を取られるよう、強く求める。

- 1 住宅供給公社，土地開発公社，開発公社をはじめ県出資団体に対して実施している県の支援内容について，期間や金額も含め，積極的に情報公開すること。
- 2 住宅供給公社，土地開発公社，開発公社の経営破綻状況は，多くの保有土地に起因するものである。TX沿線の保有土地を含め，早期健全

化団体の一步手前まで本県財政を逼迫させた経緯と原因を明確にすること。

3 県財政の再建は最大の課題であり，将来世代への負担のあり方を含め今後の県出資団体に対する支援のあり方については，更に慎重に対応する必要があることから，県出資団体に対する今後の県の対応については，議会や県民に情報を明示し，説明責任を十分に果たすこと。

4 出資団体改革に係る今後の具体的な道筋について，知事は現任期中に明確に県民に示すとともに，理解を求めること。

特に，既に明らかな経営破綻状況にある住宅供給公社については，早期の課題解決を図ること。

5 本県の財政状況逼迫の進行及びその間における知事の責任の重大性に鑑み，現任期における知事自らに対する退職金の支給を行わないよう措置すること。

#### 4 健全な財政運営を図るため計画的な保有土地対策の推進を求める決議

本県財政はかつてない危機的状況に瀕しており、財政健全化への取り組みは一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。

特に住宅供給公社、土地開発公社については、平成 18 年度以降経営支援や決算損失処理に対する補助金等の支援を余儀なくされるなど、平成 20 年度までに 266 億円を措置しており、また、開発公社に対しても、平成 21 年度以降 10 年間で総額 211 億円の支援を開始している。

さらに、三公社やTX沿線開発等の保有土地に係る将来負担は、平成 20 年度決算ベースで約 2,300 億円にのぼっており、将来負担の軽減を図るため、一般財源による対策を計画的に講ぜざるを得ないばかりか、今後も経済動向等によりさらなる増大も懸念される場所である。

本県予算における政策的経費が極めて限られてきている中で、三公社等の保有土地対策予算とのバランスをどのように図っていくのか、財政運営の舵取りに本県の将来がかかっていると云っても過言ではない。

よって本県議会は、平成 21 年度補正予算及び平成 22 年度当初予算を採決するに当たり、県民負担のさらなる増大を防ぐため、次の事項について強く求めるものである。

- 1 茨城県住宅供給公社については、早期に解散の方向性を示すとともに、第三セクター等改革推進債の活用にあたっては、将来世代に負担を強いる措置であることから、その内容と額を明確にすること。
- 2 三公社やTX沿線開発等の保有土地に係る将来負担は、地価の動向や販売実績により今後も増大が懸念されることから、早期の土地処分に全力を挙げて取り組むとともに、整備計画の見直しによる造成経費の圧縮など、将来負担の縮減に努めること。
- 3 本県の平成 22 年度末における県債残高見込みが 1 兆 9,105 億円にのぼることを考慮し、県債の返済計画を策定するとともに、県債と保有土地対策を併せた将来負担の削減に向けたシミュレーションを行い、財政の健全化に努めること。

以上、決議する。

平成 22 年 3 月 23 日

茨 城 県 議 会

## 5 県出資団体等一覧

(H21.7.1)

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	設立年月日等	県出資比率		
1	知事直轄	広報広聴課	(株)茨城放送	水戸市	S37.9.10	19.9%	
2		女性青少年課	(財)茨城県青少年協会	水戸市	S55.3.31	99.8%	
3		企画課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	S44.4.1	28.5%	
4		科学技術振興課	(財)茨城県科学技術振興財団	水戸市	H元.10.30	98.0%	
5		地域計画課	(財)グリーンふるさと振興機構	常陸太田市	S60.10.31	68.4%	
6		事業推進課	(財)茨城県開発公社	水戸市	S35.3.28	55.6%	
7	企画部		鹿島都市開発(株)	神栖市	S44.7.7	46.8%	
8			(財)つくば都市振興財団	つくば市	H3.3.25	16.7%	
9		つくば地域振興課	筑波都市整備(株)	つくば市	S48.9.28 H16.7.1	筑波新都市開発(株)と南茨城新都市開発(株)外1社が統合	*15.6%
10		生活文化課	(財)いばらき文化振興財団	水戸市	H4.7.17 H11.4.1	(財)茨城県文化福祉事業団の文化部門を吸収	100.0%
11		国際課	(財)茨城県国際交流協会	水戸市	H2.10.1	61.1%	
12	生活環境部	消防火災課	(財)茨城県消防協会	水戸市	S22.12.31 H元年度	県出資	36.6%
13			(社)茨城県危険物安全協会連合会*	水戸市	S60.4.1	-	-
14		原子力安全対策	(社)茨城原子力協議会*	東海村	S54.6.29	-	-
15		廃棄物対策課	(財)茨城県環境保全事業団	笠間市	H5.2.17 H12.7.26	(財)茨城県産業廃棄物対策基金を改称	100.0%
16			鹿島共同再資源化センター(株)	神栖市	H10.12.1		15.1%
17		医療対策課	(財)茨城県看護教育財団	水戸市	H3.6.11		75.0%
18	保健福祉部	障害福祉課	(社福)茨城県社会福祉事業団	水戸市	S39.10.5 H11.4.1	財団法人茨城県福祉事業団設立 文化部門分離,(社福)茨城県社会福祉事業団に名称変更	100.0%
19		薬務課	(財)いばらき腎バンク	つくば市	H元.12.14		67.3%
20			茨城県信用保証協会	水戸市	S24.12.4 S29.6.25	財団法人から特殊法人となる	14.5%
21		産業政策課	(財)茨城県中小企業振興公社	水戸市	S43.7.17		100.0%
22	商工労働部		(株)つくば研究支援センター	つくば市	S63.2.2		18.3%
23			(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	H2.10.30		41.2%
24		産業技術課	(株)いばらきIT人材開発センター	古河市	H3.3.28 H17.6.27	(株)古河ソフトウェアセンターを改称	11.7%
25		中小企業課	つくば国際貨物ターミナル(株)	つくば市	H4.5.7		21.3%
26			(財)茨城県労働者信用基金協会	水戸市	S47.9.25		11.6%
27	商工労働部	労働政策課	(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	水戸市	S49.12.6		50.0%
28			(財)茨城県勤労者育英基金	水戸市	S54.8.1		33.3%
29			(財)茨城カウンセリングセンター	水戸市	H8.4.18		9.1%
30		農政企画課	(財)茨城県農林振興公社	水戸市	S44.8.1 S63.4.1	(財)茨城県農業開発事業団を改称	100.0%
31		農業経済課	茨城県農業信用基金協会	水戸市	S37.2.5		17.7%
32		農産課	(社)茨城県穀物改良協会*	水戸市	S59.5.25		-
33		園芸流通課	(社)園芸いばらき振興協会*	水戸市	H7.7.19		-
34	農林水産部	畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	S54.2.7		28.3%
35		林政課	(社)茨城県林業協会*	水戸市	S43.9.20		-
36			(株)いばらき森林サービス	常陸太田市	H7.7.28		50.0%
37		漁政課	茨城県漁業信用基金協会	水戸市	S28.9.18		32.3%
38			(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	土浦市	S55.7.24		24.1%
39		水産振興課	(財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	H6.10.1		44.1%
40		農地整備課	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	水戸市	H6.3.25 H6年度	県出資	50.0%
41		検査指導課	(財)茨城県建設技術公社	水戸市	S41.4.11 S63.4.1	社団法人から財団法人となる(県出資)	13.5%
42			(財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	S54.3.29 H6年度	県出資	25.0%
43	土木部	道路建設課	茨城県道路公社	水戸市	S46.9.25		78.9%
44			鹿島埠頭(株)	神栖市	S43.7.1		50.0%
45		港湾課	日立埠頭(株)	日立市	S34.8.14		17.3%
46			日立港木材倉庫(株)	日立市	S40.11.5		9.0%
47	土木部企画部	港湾課 ひたちなか整備課	(株)茨城ポートオーソリティ	ひたちなか市	H15.3.1 H19.4.1	(株)ひたちなか都市開発を統合し、名称変更	*53.0%
48	土木部企画部	都市計画課 つくば地域振興課	茨城県土地開発公社	水戸市	H2.4.19		100.0%
49	土木部	住宅課	茨城県住宅供給公社	水戸市	S27.5.29 S40.7.31	財団法人から特殊法人となる	50.0%
50			(財)茨城住宅管理協会	つくば市	S50.9.1		4.0%
51	企業局	総務課	(財)茨城県企業公社	水戸市	H2.6.29		75.0%
52	教育庁	総務課	(財)茨城県教育財団	水戸市	S44.12.1		100.0%
53		保健体育課	(財)茨城県体育協会	水戸市	S45.4.6		50.9%
54	警察本部	生活安全総務課	(財)茨城県防犯協会	水戸市	S31.4.1		20.3%
55		組織犯罪対策課	(財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	H4.6.16		37.3%

※1 「団体名」欄の末尾の\*は、援助法人(県は出資又は出捐をしていないが、財的・人的支援を継続的に行っている法人)を表す。

2 県出資比率は、平成20年度決算による。なお、筑波都市整備(株)と(株)茨城ポートオーソリティは、県持株比率による。

## 6 県出資団体等の業務部門別・設立年度別一覧

区 分	昭和35年度 以前	昭和36年度 ～45年度	昭和46年度 ～55年度	昭和56年度 ～平成2年度	平成3年度 ～12年度	平成13年度～	団体 数
① 地域・都市開 発関係	開発公社 (34)	鹿島都市開発 (44)	筑波都市整備 (48) 建設技術管理 センター (S54)	土地開発公社 (H2) 建設技術公社 (63)			6
② 住宅・都市 サービス関係		住宅供給公社 (40)	住宅管理協会 (50)				2
③ 観光・レ ジャー関係				グリーンふる さと振興機構 (60)			1
④ 農林水産関係	漁業信用基金 協会 (28)	農業信用基金 協会 (36) 林業協会 (43) 農林振興公社 (44)	中央食肉公社 (53) 霞ヶ浦漁業振 興基金協会 (55)	穀物改良協会 (59)	那珂川沿岸土 地改良基金協 会 (H5) 栽培漁業協会 (H6) 園芸いばらき 振興協会(H7) いばらき森林 サービス(H7)		11
⑤ 商工関係	信用保証協会 (24)	中小企業振興 公社 (43)	労働者信用基 金協会 (47) 勤労者余暇活 用事業団 (49) 勤労者育英基 金 (54)	つくば研究支 援センター (62) 科学技術振興 財団 (H1) ひたちなかテ クノセンター (H2) いばらきIT人 材開発センター (H2)	カウンセリン グセンター (H8)		10
⑥ 社会福祉・保 健医療関係		社会福祉事業 団 (39)		いばらき腎バ ンク (H1)	看護教育財団 (H3)		3
⑦ 生活衛生関係				企業公社 (H2)			1
⑧ 運輸・道路関 係	日立埠頭 (34)	日立港木材倉 庫 (40) 鹿島埠頭 (43) 鹿島臨海鉄道 (44)	道路公社 (46)		つくば国際貨 物ターミナル (H4)	茨城ポート オーソリティ (H19)	7
⑨ 教育・文化関 係		茨城放送 (37) 教育財団 (44) 体育協会 (45)	青少年協会 (54)	国際交流協会 (H2) つくば都市振 興財団 (H2)	いばらき文化 振興財団 (H4)		7
⑩ 公害・自然環 境保全関係					環境保全事業 団 (H4) 鹿島共同再資 源化センター (H10)		2
⑪ その他	防犯協会 (31) 消防協会 (22)		原子力協議会 (54)	危険物安全協 会連合会 (60)	暴力追放推進セ ンター (H4)		5
計	6	13	11	13	11	1	55

(注) 平成11年度以降設立された団体はない。



## 7 各団体の主な事業一覧

(H21.7.1)

番号	所管部(局)課	団体名	事務所の所在地	主な事業	
1	知事直轄	広報広聴課	(株)茨城放送	水戸市	ラジオ放送及び出版物等の販売外
2		女性青少年課	(財)茨城県青少年協会	水戸市	青少年会館の管理受託外
3		企画課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	貨物及び旅客の運送, IR貨物及びIR東日本からの業務受託外
4		科学技術振興課	(財)茨城県科学技術振興財団	水戸市	科学技術講演会等開催支援及び江崎玲於奈賞, つくば賞・奨励賞の授与 つくば国際会議場の管理受託外
5		地域計画課	(財)グリーンふるさと振興機構	常陸太田市	県北西部地域の活性化を図るための地域づくり, 人材育成外
6	企画部	事業推進課	(財)茨城県開発公社	水戸市	工業団地等の取得, 造成, 処分, 国民宿舎「鶴の岬」等の管理運営外
7			鹿島都市開発(株)	神栖市	鹿島セントラルビルの賃貸及び鹿島セントラルホテルの経営 県鹿島下水道事務所等の施設管理受託外
8		つくば地域振興課	(財)つくば都市振興財団	つくば市	つくば国際音楽祭等の芸術文化活動の実施 ノバホール等の管理運営受託外
9		筑波都市整備(株)	つくば市	ショッピングセンタークレストスクエア等の管理運営 筑波研究学園都市の公園等の管理受託外	
10		生活文化課	(財)いばらき文化振興財団	水戸市	芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施 県民文化センター, 大洗水族館の管理受託外
11		国際課	(財)茨城県国際交流協会	水戸市	国際交流情報の提供, 在県外国人に対する支援外
12	生活環境部	消防防災課	(財)茨城県消防協会	水戸市	消防思想の普及啓発, 消防職員の福利厚生外
13			(社)茨城県危険物安全協会連合会*	水戸市	危険物取扱者保安講習会の開催外
14		原子力安全対策課	(社)茨城原子力協議会*	東海村	原子力の平和利用・安全に関する知識の普及啓発, 原子力科学館の運営外
15		廃棄物対策課	(財)茨城県環境保全事業団	笠間市	産業廃棄物, 一般廃棄物の処理 最終処分場周辺地域の環境監視支援外
16		鹿島共同再資源化センター(株)	神栖市	廃棄物を燃料とした発電及び蒸気等の供給	
17	保健福祉部	医療対策課	(財)茨城県看護教育財団	水戸市	結城看護専門学校等の運営
18		障害福祉課	(社)福)茨城県社会福祉事業団	水戸市	県立あすなろの郷の指定管理業務受託外
19		薬務課	(財)いばらき腎バンク	つくば市	腎不全及び腎臓移植に関する知識の普及外
20	商工労働部	産業政策課	茨城県信用保証協会	水戸市	中小企業者等の借入れに際しての債務保証外
21			(財)茨城県中小企業振興公社	水戸市	中小企業に対する設備資金貸付け, 下請け取引の斡旋外
22			(株)つくば研究支援センター	つくば市	産業技術振興のための試験研究室等の賃貸及び人材育成外
23		(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	産業高度化のための研究支援及び研究開発室の賃貸外	
24		産業技術課	(株)いばらきIT人材開発センター	古河市	情報化の進展に伴う人材育成及び実践指導室の賃貸外
25	中小企業課	つくば国際貨物ターミナル(株)	つくば市	輸出入貨物の荷役, 梱包及び保管, 成田空港等への輸出入貨物保税運送外	
26	商工労働部	労働政策課	(財)茨城県労働者信用基金協会	水戸市	中央労働金庫等から融資を受ける際の債務保証
27			(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	水戸市	余暇活用センター「やみぞ」の管理運営
28			(財)茨城県勤労者育英基金	水戸市	中央労働金庫の「教育ローン」利用者に対する利子補給
29			(財)茨城カウンセリングセンター	水戸市	勤労者の心の悩みに対するカウンセリング及びカウンセラーの養成外
30	農林水産部	農政企画課	(財)茨城県農林振興公社	水戸市	農地保有合理化事業, 農業コンサルタント事業, 農業担い手育成事業, 森林造成及び森林保全事業外
31		農業経済課	茨城県農業信用基金協会	水戸市	農業近代化資金, 農業改良資金, 就農支援資金借入に際しての債務保証外
32		農産課	(社)茨城県穀物改良協会*	水戸市	主要農作物の種子の生産配布及び優良品種の普及 原種苗センターの管理運営受託外
33		園芸流通課	(社)園芸いばらき振興協会*	水戸市	園芸団体の組織化促進, リーダー研修会等の開催 使用済み農業用塩化ビニールの回収及び中間処理外
34		畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	家畜のと畜解体, 食肉市場の開設及び食肉の卸売外
35		林政課	(社)茨城県林業協会*	水戸市	林業労働力の確保・育成 林業関係団体に対する研修会等の開催外
36			(株)いばらき森林サービス	常陸太田市	造林及び林木の育成等森林管理の受託 木材の伐採, 搬出, 運搬及び販売外
37		漁政課	茨城県漁業信用基金協会	水戸市	漁業経営資金借入に際しての債務保証外
38			(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	土浦市	漁場環境の回復対策, 主要魚種の放流等の資源維持培養対策, 漁業近代化施設の整備促進外
39		水産振興課	(財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	水産動物種苗の生産, 放流 県栽培漁業センターの管理受託外
40	農地整備課	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	水戸市	営農改善講習会の開催, 国営事業費積立金の受け入れ管理外	
41	土木部	検査指導課	(財)茨城県建設技術公社	水戸市	建設に関する調査, 設計, 積算及び工事施工管理の受託 建設に関する技術研修会等の開催外
42			(財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	建設業に係る材料試験及び建設副産物有効利用事業 建設技術者に対する建設技術講習会等の実施外
43		道路建設課	茨城県道路公社	水戸市	有料道路の建設, 維持管理 道路に関する調査, 測量等の受託外
44		港湾課	鹿島埠頭(株)	神栖市	鹿島港における曳船・通船事業及び港湾施設の管理受託
45	日立埠頭(株)		日立市	茨城港における港湾運送事業・倉庫業・通関業	
46		日立港木材倉庫(株)	日立市	貨物の保管, くん蒸及び営業倉庫事業	
47	土木部企画部	港湾課, ひたちなか整備課	(株)茨城ポートオーソリティ	ひたちなか市	茨城港における港湾施設の管理受託, 船舶代理店業, 荷主代行業, 商業施設用地等の賃貸, FAZ倉庫の運営など
48		都市計画課	茨城県土地開発公社	水戸市	公共用地, 公用地の取得, 管理及び処分等
49	土木部	住宅課	茨城県住宅供給公社	水戸市	住宅等の用に供する保有土地の販売及び賃貸住宅の管理業務等
50			(財)茨城住宅管理協会	つくば市	国, 県, 機構建設の集合住宅の管理受託外
51	企業局	総務課	(財)茨城県企業公社	水戸市	県管浄水場等の運転管理受託 県つくばヘリポート等の管理受託外
52	教育庁	総務課	(財)茨城県教育財団	水戸市	社会教育施設等の管理受託 埋蔵文化財の発掘調査等の受託外
53		保健体育課	(財)茨城県体育協会	水戸市	各種体育大会及び指導者講習会等の開催 県立運動公園等の管理受託外
54	警察本部	生活安全総務課	(財)茨城県防犯協会	水戸市	防犯思想の普及高揚, 少年の健全育成活動への協力援助外
55		組織犯罪対策課	(財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談 暴力団員の不当行為による被害者救援外

## 8 各団体の役員・職員数等一覧(平成21年7月1日現在)

番号	団体名	役員数(人)								常勤職員数(人)						備考
		総数	常勤			非常勤				総数	プロパー職員	県派遣職員	元県職員	その他	派遣職員割合	
			県派遣職員	元県職員	その他	県職員兼職	元県職員	その他								
1	(株)茨城放送	8		1	2	3	1		4	5	47	47				
2	(財)茨城県青少年協会	13							13	13	2	1				
3	鹿島臨海鉄道(株)	21		2	5	7	2		12	14	103	99	1		3	1.0%
4	(財)茨城県科学技術振興財団	14	1			1	2		11	13	10		5	1	4	50.0%
5	(財)グリーンふるさと振興機構	15			1	1	1	1	12	14	11		3		8	27.3%
6	(財)茨城県開発公社	14	1	2		3	2		9	11	105	99	4	1	1	3.8%
7	鹿島都市開発(株)	15		1	1	2	3		10	13	206	166			40	
8	(財)つくば都市振興財団	15			2	2	1	1	11	13	13	11			2	
9	筑波都市整備(株)	20		2	7	9	2		9	11	80	71	2		7	2.5%
10	(財)いばらき文化振興財団	17		2		2	1	3	11	15	76	73	3			3.9%
11	(財)茨城県国際交流協会	25		1		1	2	1	21	24	5	1	3		1	60.0%
12	(財)茨城県消防協会	37		1		1			36	36	1		1			100.0%
13	(社)茨城県危険物安全協会連合会*	14	1			1			13	13	2	2				
14	(社)茨城原子力協議会*	27		1		1	2	1	23	26	7	3	1		3	14.3%
15	(財)茨城県環境保全事業団	14	1		1	2	3	1	8	12	8		6	1	1	75.0%
16	鹿島共同再資源化センター(株)	14			5	5			9	9	26	6			20	
17	(財)茨城県看護教育財団	12					2		10	12	11		5	1	5	45.5%
18	(社)茨城県社会福祉事業団	9		1	1	2	1	2	4	7	271	264	7			2.6%
19	(財)いばらき腎バンク	19					3		16	19						
20	茨城県信用保証協会	19		2	3	5	2		12	14	91	91				
21	(財)茨城県中小企業振興公社	11		1		1	2	1	7	10	26	15	8		3	30.8%
22	(株)つくば研究支援センター	18		1	3	4	1		13	14	7	4	2		1	28.6%
23	(株)ひたちなかテクノセンター	21		1	2	3	3		15	18	10	2	3		5	30.0%
24	(株)いばらきIT人材開発センター	13			1	1	1		11	12	15	12			3	
25	つくば国際貨物ターミナル(株)	14		1	2	3	2		9	11	10	9			1	
26	(財)茨城県労働者信用基金協会	10			1	1	2		7	9	4	3			1	
27	(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	10					2		8	10	10	9		1		
28	(財)茨城県勤労者育英基金	10			1	1	2	1	6	9						
29	(財)茨城カウンセリングセンター	17			2	2	1		14	15	4	3		1		
30	(財)茨城県農林振興公社	21		4		4	2	1	14	17	37	17	20			54.1%
31	茨城県農業信用基金協会	14		1		1	2	1	10	13	16	13			3	
32	(社)茨城県穀物改良協会*	13		1		1	1		11	12	11	8	1		2	9.1%
33	(社)園芸いばらき振興協会*	22		1		1	1	20	21	22	12	4	4	1	3	33.3%
34	(株)茨城県中央食肉公社	21		2	1	3	3		15	18	76	76				
35	(社)茨城県林業協会*	16	1			1		1	14	15	1	1				
36	(株)いばらき森林サービス	10		1		1	1		8	9	8	8				
37	茨城県漁業信用基金協会	12		1		1	1		10	11	3	3				
38	(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	9					1		8	9						
39	(財)茨城県栽培漁業協会	18	1			1	2		15	17	9	7	2			22.2%
40	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	12		1		1			11	11	3	2			1	
41	(財)茨城県建設技術公社	13		3		3	1	2	7	10	93	88	5			5.4%
42	(財)茨城県建設技術管理センター	17	1	1		2	2	1	12	15	37	31	5	1		13.5%
43	茨城県道路公社	7		3	1	4	2	1		3	12	10	2			16.7%
44	鹿島埠頭(株)	13	1	1		2	3		8	11	112	110	1		1	0.9%
45	日立埠頭(株)	18			3	3	1		14	15	203	203				
46	日立港木材倉庫(株)	13			3	3			10	10	11	11				
47	(株)茨城ポートオーソリティ	22		2	1	3	3		16	19	24	17	4		3	16.7%
48	茨城県土地開発公社	4					4			4	7		7			100.0%
49	茨城県住宅供給公社	10	1	1	1	3	2		5	7	25	12	12		1	48.0%
50	(財)茨城住宅管理協会	10		1	1	2	3		5	8	34	30	2		2	5.9%
51	(財)茨城県企業公社	9		1		1	3		5	8	59	52	2	5		3.4%
52	(財)茨城県教育財団	12		2		2		2	8	10	145	37	107	1		73.8%
53	(財)茨城県体育協会	35		1		1	3	2	29	34	28	4	24			85.7%
54	(財)茨城県防犯協会	32		1		1	1	1	29	31	1	1				
55	(財)茨城県暴力追放推進センター	19		1		1			18	18	2	2				
	合計	868	9	50	51	110	88	24	646	758	2,130	1,738	252	15	125	11.8%

※開発公社の常勤役員県派遣職員(1人)は、土地開発公社常勤役員を兼務しており、ダブルカウントを避けるため上記表土地開発公社常勤派遣役員数(1人)はカウントしていない。

# 9 各団体の決算・県費措置状況等一覧(平成20年度末現在)

(単位：千円)

番号	団体名	出資状況(H21.7.1)			決算状況 H20		県費措置状況			債務保証・損失補償限度額(百万円)	債務超過額(百万円)	指定管理者	経営評価結果(H20)
		出資総額	県出資額	県出資比率(%)	当期損益(正味財産増減額)	累積損益	補助金	委託金	貸付金				
1	(株)茨城放送	600,000	119,160	19.9%	△ 114,994	△ 167,218		47,528					C
2	(財)茨城県青少年協会	50,100	50,000	99.8%	3,307	60,954		38,927				○	B
3	鹿島臨海鉄道(株)	1,226,000	350,000	28.5%	△ 4,792	172,497							A
4	(財)茨城県科学技術振興財団	35,400	34,700	98.0%	11,055	555,459	25,070	27,269	9,351			○	B
5	(財)グリーンふるさと振興機構	959,000	656,303	68.4%	△ 18,321	992,450	64,181	2,000					C
6	(財)茨城県開発公社	90,000	50,000	55.6%	△ 727,988	5,109,204	617	46,918	953,801	160,000		○	D
7	鹿島都市開発(株)	1,480,800	693,000	46.8%	193,413	△ 7,643,269		676,600			6,162	○	D
8	(財)つくば都市振興財団	597,600	100,000	16.7%	△ 9,765	635,404							B
9	筑波都市整備(株)	2,340,000	364,041	15.6%	367,498	△ 1,158,276		477,430				○	B
10	(財)いばらき文化振興財団	30,000	30,000	100.0%	46,492	2,670,665	98,190	356,503				○	A
11	(財)茨城県国際交流協会	491,400	300,000	61.1%	18,824	592,916	89,766	6,476					A
12	(財)茨城県消防協会	317,930	116,400	36.6%	△ 734	334,960	20,524	3,794					C
13	(社)茨城県危険物安全協会連合会				26	69,395		33,270					B
14	(社)茨城原子力協議会				145,967	429,677	13,583	102,370					B
15	(財)茨城県環境保全事業団	768,724	768,724	100.0%	△ 398,908	3,865,644			2,500,000	18,200			C
16	鹿島共同再資源化センター(株)	3,308,000	500,000	15.1%	△ 149,719	△ 1,456,033							B
17	(財)茨城県看護教育財団	1,000,000	750,000	75.0%	△ 37,534	1,861,285	33,426						C
18	(社福)茨城県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0%	4,991	211,257	82,558	3,493,843				○	C
19	(財)いばらき腎バンク	417,826	281,288	67.3%	1,371	425,858							C
20	茨城県信用保証協会	26,314,486	3,809,437	14.5%	1,064,167	8,810,000	141,079			10,433			A
21	(財)茨城県中小企業振興公社	35,000	35,000	100.0%	53,450	102,341	347,329	15,974	636,570	3,046			B
22	(株)つくば研究支援センター	2,800,000	513,350	18.3%	23,116	110,079		31,583				○	A
23	(株)ひたちなかテクノセンター	4,126,000	1,700,000	41.2%	48,829	△ 2,327,257		55,457					B
24	(株)いばらきIT人材開発センター	858,000	100,000	11.7%	△ 23,521	△ 332,105		7,327					B
25	つくば国際貨物ターミナル(株)	282,000	60,000	21.3%	△ 76,674	△ 67,403							A
26	(財)茨城県労働者信用基金協会	1,312,000	152,500	11.6%	177,836	2,002,621				79			B
27	(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	4,000	2,000	50.0%	7,060	△ 5,351	14,188		22,000		5		D
28	(財)茨城県勤労者育英基金	960,000	320,000	33.3%	6,887	1,063,739							C
29	(財)茨城カウンセリングセンター	110,299	10,000	9.1%	△ 872	119,646	3,000	788					B
30	(財)茨城県農林振興公社	15,000	15,000	100.0%	5,374	2,803,538	403,342	278,261	3,780	4,575		○	B
31	茨城県農業信用基金協会	3,937,390	694,980	17.7%	24,371		762						A
32	(社)茨城県穀物改良協会				△ 7,047	244,144	13,850	78,532					A
33	(社)園芸いばらき振興協会				8,955	102,837	243,571	6,254					A
34	(株)茨城県中央食肉公社	1,900,550	538,320	28.3%	67,928	△ 612,601	1,760	520	600,000				B
35	(社)茨城県林業協会				2,628	24,981	13,012	16,093					-
36	(株)いばらき森林サービス	200,000	100,000	50.0%	△ 15,571	△ 3,509	6,186	2,040					B
37	茨城県漁業信用基金協会	875,850	282,850	32.3%	292,699	90,810	3,024			60			B
38	(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会	14,500	3,500	24.1%	△ 21,554	224,021							C
39	(財)茨城県栽培漁業協会	126,750	55,950	44.1%	△ 695	191,337	51,585	115,253					A
40	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会	600,000	300,000	50.0%	301,291	4,101,000	7,036						A
41	(財)茨城県建設技術公社	74,175	10,000	13.5%	△ 45,412	1,799,015		1,181,840					B
42	(財)茨城県建設技術管理センター	112,000	28,000	25.0%	△ 60,349	1,843,514		20,232					B
43	茨城県道路公社	11,706,300	9,232,800	78.9%	9,157	△ 94,949		134,379	924,000	18,000			B
44	鹿島埠頭(株)	300,000	150,000	50.0%	79,984	518,867		101,014				○	A
45	日立埠頭(株)	270,500	46,700	17.3%	95,334	479,651		10,185					A
46	日立港木材倉庫(株)	100,000	9,000	9.0%	5,319	5,982		5,550					A
47	(株)茨城ポートオースリティ	2,947,800	1,561,326	53.0%	70,518	683,689		247,550				○	B
48	茨城県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	1,091,248	△ 5,341,328	972,000	3,872,058	28,705,562	34,100	5,311		D
49	茨城県住宅供給公社	10,000	5,000	50.0%	△ 1,193,731	△ 41,907,923	6,387,000	353,711	36,565,284	55,900	41,898		D
50	(財)茨城住宅管理協会	50,000	2,000	4.0%	△ 18,914	1,227,680		1,527,100				○	B
51	(財)茨城県企業公社	40,000	30,000	75.0%	2,582	117,610		1,136,888					B
52	(財)茨城県教育財団	10,000	10,000	100.0%	95,427	216,716		2,247,703				○	C
53	(財)茨城県体育協会	69,282	35,234	50.9%	14,887	155,194	255,621	635,384				○	B
54	(財)茨城県防犯協会	148,048	30,000	20.3%	△ 4,948	151,731	1,540	1,594					B
55	(財)茨城県暴力追放推進センター	804,311	300,000	37.3%	5,821	815,482		5,836					B
合計		74,867,021	25,346,563	33.9%	1,415,769	△ 15,123,372	9,293,800	17,402,034	70,920,348	304,393	53,376	14	
集計参考データ		50	50%以上 23 25%以上 10	赤字 黒字	21 △ 2,992,043 34 4,347,812	13 △ 61,117,222 42 45,993,850	27 補助・委託計 26,695,834	40	10	10	4	A B	14 25
県から補助金、委託金、貸付金、損失補償を受けている法人数										49			

# 10 特別会計・企業会計の設置根拠・事業内容一覧

## ○ 特別会計(17会計)

会計名	所管部局	設置時期	設置根拠 (茨城県特別会計条例)	事業内容	課題	
① 事業会計	競輪事業	総務部	S24	地方自治法	取手競輪場における競輪の開催	施設の老朽化への対応、一般会計繰出金の確保
	鹿島臨海工業地帯造成事業	企画部	S37	地方財政法(工業整備特別地域整備促進法)	鹿島臨海工業地帯造成事業の円滑な推進	収入の確保、一般会計繰入金の抑制
	県立医療大学付属病院	保健福祉部	H8	地方自治法	県立医療大学付属病院の円滑な運営	付属病院の機能の充実、経営改善の推進
	港湾事業	土木部	S39	地方財政法	港湾の整備拡充及び管理運営	一般会計繰入金の抑制、港湾関連用地等の早期処分
	都市計画事業土地区画整理事業	企画部	H4	地方財政法	つくばエクスプレス沿線地区の土地区画整理事業	土地処分による将来負担の抑制
		土木部	H13	地方財政法	阿見吉原地区の土地区画整理事業	土地処分による将来負担の抑制
	流域下水道事業	土木部	S51	地方財政法	公共用水域の水質保全を図るための下水道整備・管理運営	企業会計の導入
② 貸付金会計	市町村振興資金	総務部	S41	地方自治法	市町村が行う県の重要施策に関連する事業等への資金の貸付	市町村の財政力を踏まえた貸付事業の重点化及び繰上償還
	母子・寡婦福祉資金	保健福祉部	S28	母子及び寡婦福祉法	母子家庭の自立促進と寡婦家庭の福祉の向上を図るための資金の貸付	貸付実績の低下、未収債権の圧縮
	中小企業事業資金	商工労働部	S31	小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業の経営基盤強化等の促進を目的とした資金の貸付	未収債権の圧縮
	農業改良資金	農林水産部	S31	農業改良資金助成法等	農業経営の安定と農業生産力の増強等に資するための資金の貸付	貸付実績の低下、未収債権の圧縮
	林業・木材産業改善資金		S52	林業・木材産業改善資金助成法	林業及び木材産業の経営改善等に資するための資金の貸付	貸付実績の低下、未収債権の圧縮
	沿岸漁業改善資金		S54	沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業の経営の健全な発展等に資するための資金の貸付	貸付実績の低下、未収債権の圧縮
	育英奨学資金	教育庁	H17	高等学校等奨学金事業交付金交付要綱(文部科学省)・地方自治法	高校生等に対する奨学資金貸付	高校生等を対象とする他の奨学金(一般会計)との整理・統合
③ 整理区分会計	物品調達	会計事務局	S39	地方自治法	本庁各課で使用する事務用品の一括購入	集中調達による経費削減
	公債管理	総務部	H4	自治省財政局地方債課長内かん・地方自治法	市場公募県債等の償還経理の明確化	金利負担の軽減(随時の繰上償還等)
	霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業	農林水産部	H9	地方自治法	霞ヶ浦開発事業に係る農業水利水者負担金の償還円滑化のための助成	(H24末廃止予定)
	公共用地先行取得事業	土木部	S42	建設事務次官通達等・地方自治法	公共事業の円滑な推進のための用地の先行取得	用地取得の円滑化

## ○ 企業会計(5会計)

会計名	所管部局	設置年度	設置根拠	事業内容	課題
1 病院事業	病院局	S30	茨城県病院事業の設置等に関する条例	県立3病院の経営	一般会計繰入金の抑制、収益の改善
2 水道事業	企業局	S42	茨城県公営企業の設置等に関する条例	水道水の供給(4事業)	水道普及率の向上、浄化処理コストの縮減
3 工業用水道事業		S42		工業水の供給(5事業)	新たな水需要の開拓及び対応
4 地域振興事業		H3		ヘリコプター格納庫事業、阿見東部等の工業団地造成事業(2事業)	阿見東部工業団地等の計画的な分譲等
5 鹿島臨海都市計画下水道事業	土木部	S45	茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業の設置等に関する条例	鹿島臨海都市計画下水道事業	施設の老朽化への対応

※1～4は地方公営企業法全部適用。5は一部適用(財務規定等)

# 11 特別会計・企業会計の状況(平成21年度)

○ 特別会計(17会計)

(単位:百万円)

会計名	21年度当初 (A)	20年度当初 (B)	増減 (A-B)	伸び率 (A/B)-1	21年度一般会計繰出金		繰出金の充当先	21年度起債額		21年度末県債 残高見込	20年度末 繰越金	20年度末 基金残高	20年度末 収入未済額	20年度末 一般会計からの 貸付残高		
					(C)	C/A		(D)	D/A							
① 事業会計																
競輪事業	21,483	18,434	3,049	16.5%		0.0%			0.0%		716	3,043				
鹿島臨海工業地帯造成事業	2,850	2,493	357	14.3%	27	0.9%	公債費	829	29.1%	11,174				35		
県立医療大学付属病院	2,330	2,459	△129	△5.2%	1,154	49.5%	公債費、教育研究に要する経費等		0.0%	5,735	159			14		
港湾事業	16,479	12,889	3,590	27.9%	2,963	18.0%	港湾管理費、公債費	11,787	71.5%	96,346	285			2		
都市計画事業土地区画整理事業	企画部	64,878	37,107	27,771	74.8%	2,478	3.8%	都市計画道路整備費等	40,118	61.8%	204,715	2,745			193	
	土木部	2,969	8,480	△5,511	△65.0%	211	7.1%	都市計画道路整備費	1,405	47.3%	11,736					
流域下水道事業	17,381	19,150	△1,769	△9.2%	2,193	12.6%	公債費	1,510	8.7%	41,025	297	3,058				
小計	128,370	101,012	27,358	27.1%	9,026	7.0%		55,649	43.4%	370,731	4,202	6,101		244	-	
② 貸付金会計																
市町村振興資金	2,379	3,601	△1,222	△33.9%		0.0%			0.0%							
母子・寡婦福祉資金	565	502	63	12.5%	6	1.1%	事務費		0.0%	786	503			192		
中小企業事業資金	2,834	8,156	△5,322	△65.3%	21	0.7%	人件費、事務費		0.0%	6,055	1,213			2,515		
農業改良資金	335	412	△77	△18.7%	46	13.7%	貸付金原資、事務費	16	4.8%	480	203			155		
林業・木材産業改善資金	134	144	△10	△6.9%	3	2.2%	事務費		0.0%		140			64		
沿岸漁業改善資金	102	102	0	0.0%	2	2.0%	事務費		0.0%		191			10		
育英奨学資金	300	257	43	16.7%	1	0.3%	事務費		0.0%		156			1		
小計	6,649	13,174	△6,525	△49.5%	77	1.2%		16	0.2%	7,321	2,406	-		2,937	-	
③ 整理区分会計																
物品調達	56	71	△15	△21.1%		0.0%			0.0%		3					
公債管理	139,897	184,356	△44,459	△24.1%	25,177	18.0%	公債費	99,201	70.9%	一般会計に含まれる		33,595				
霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業	723	723	0	0.0%	664	91.8%	土地改良区へ助成金		0.0%							
公共用地先行取得事業	5,158	676	4,482	663.0%		0.0%		4,990	96.7%	5,382						
小計	145,835	185,826	△39,991	△21.5%	25,841	17.7%		104,191	71.4%	5,382	3	33,595		-	-	
計	280,854	300,012	△19,158	△6.4%	34,944	12.4%		159,856	56.9%	383,434	6,611	39,696		3,181		

○ 企業会計(5会計)

会計名	21年度当初 (A)	20年度当初 (B)	増減 (A-B)	伸び率 (A/B)-1	21年度一般会計繰出金		繰出金の主な充当先	21年度起債額		21年度末県債 残高見込	20年度末 繰越金	20年度末 基金残高	20年度末 収入未済額 ※2	20年度末 一般会計からの 貸付残高
					(C)	C/A		(D)	D/A					
1 病院事業会計	25,924	23,550	2,374	10.1%	4,441	17.1%	政策医療に要する経費等	3,434	13.2%	14,962	3,122		195	
2 水道事業会計	37,575	41,529	△3,954	△9.5%	3,323	8.8%	広域化及び水源開発に要する経費	7,954	21.2%	※1 72,245	16,168			2,285
3 工業用水道事業会計	27,736	33,898	△6,162	△18.2%	530	1.9%	霞ヶ浦開発未活用水源費	2,248	8.1%	※1 70,661	5,909	240	13	19,819
4 地域振興事業会計	3,640	6,231	△2,591	△41.6%		0.0%		150	4.1%	11,970	448			
5 鹿島臨海都市計画下水道事業	6,031	4,577	1,454	31.8%		0.0%			0.0%	7,099	6,971			
計	100,906	109,785	△8,879	△8.1%	8,294	8.2%		13,786	13.7%	176,937	32,618	240	208	22,104

※1:水道事業会計及び工業用水道事業会計の県債残高見込には、水資源機構に対する割賦負担金(水道:12,749百万円、工業用水道:21,628百万円)を含む。

※2:企業会計における決算上の収入未済額には納期限を21年度とする収入見込額も含むため、20年度末までを納期限とする収入未済額(滞納額)を計上

総合計	381,760	409,797	△28,037	△6.8%	43,238	11.3%		173,642	45.5%	560,371	39,229	39,936	3,389	22,104
(公債管理特別会計除き)	241,863	225,441	16,422	7.3%	18,061	7.5%		74,441	30.8%	560,371	39,229	6,341	3,389	22,104

## 12 県有及び公社等所有の分譲等対象用地一覧

区分	団地名等		取得年	分譲可能面積	21分譲面積	21末分譲済面積	未分譲面積	簿価	公募価格(収入見込額)等	20末借入残高	21末借入残高	差引額	H21年度支払利息額			
				(ha) a	(ha) b	(ha) c	(ha) d(=a-c)	(百万円)	(百万円) *1	(百万円) e	(百万円) f	(百万円) g(=f-e)	(百万円)			
県	総務部	県庁舎周辺業務用地		H4	13.8	0.0	13.1	0.7	213	574	73	0	△ 73	0		
	企画部	つくばエクスプレス沿線地区	先買地	H6~H17	*2 320.7	56.6	104.3	216.4	173,964	81,896	200,159	173,964	△ 26,195	2,648		
			保留地	H5~	*2 94.1	0.3	6.6	87.5	10,539	13,105	18,145	10,539	△ 7,606	258		
			小計		*2 414.8	56.9	110.9	303.9	184,503	95,001	218,304	184,503	△ 33,801	2,906		
		工業団地(開発公社委託分)	分譲中等	常陸那珂	H1	65.9	*3 6.9	38.5	27.4	3,401	8,924	5,391	3,463	△ 1,928	78	
				那珂西部	H1~H3	36.3	0.0	31.3	5.0	672	1,120	699	702	3	11	
				岩井幸田	H2~H7	62.4	0.0	56.2	6.2	410	1,719	418	421	3	7	
				宮の郷	H5~H9	52.2	3.3	5.6	46.6	8,589	5,409	8,962	8,784	△ 178	143	
				茨城中央	H4~	123.7	2.8	5.0	118.7	40,958	*4 23,868	43,921	41,524	△ 2,397	671	
				筑波北部	S55~S57	103.2	0.0	98.4	4.8	18	1,528	14	19	5	0	
			買取・中	北浦複合	H6~	129.5	0.0	9.8	119.7	13,839	*5 5,741	14,113	14,064	△ 49	190	
				茨城中央(笠間地区)(総合流通センター)	H8~	74.3	0.0	0.0	74.3	22,246	*5 9,008	22,232	22,499	267	306	
				茨城空港テクノパーク	H16~	37.2	0.0	0.0	37.2	4,694	*5 3,552	4,726	4,747	21	76	
				小計		684.7	13.0	244.8	439.9	94,827	60,869	100,476	96,223	△ 4,253	1,482	
				未工業団地成等	岩瀬	H21	*6 40.2	0.0	0.0	40.2	1,887	1,887	団地毎に区分していない。			
	緒川	H21	*6 27.0		0.0	0.0	27.0	107	107							
	鉾田西部	H21	*6 50.8		0.0	0.0	50.8	3,183	3,183							
	南中郷未利用地	H21	*6 32.9		0.0	0.0	32.9	154	154							
	小計		*6 150.9		0.0	0.0	150.9	5,331	5,331	7,900	7,900	63				
	保健福祉部	桜の郷(住供、土地公に委託)		H8~	36.4	0.1	13.9	22.5	6,745	2,505	8,628	6,745	△ 1,883	140		
	土木部	港湾関連地	茨城港	造成済用地	S61~	*2 88.5	0.0	54.7	33.8	17,303	8,739	*7 10,202	*7 13,985	*7 3,783	*7 209	
				造成中用地		*2 86.6	0.0	0.0	86.6	56,317	17,681	*7 38,686	*7 35,830	*7 △ 2,856	*7 535	
		区画整理	圏央道沿線(阿見吉原地区)	事業化地区	先買地	H17	*2 18.0	0.0	13.5	4.5	2,001	547	1,419	2,001	582	16
					保留地		*2 6.1	0.0	3.9	2.2	576	576	510	576	66	5
				未事業化地区	先買地	*8 25.7	0.0	0.0	25.7	8,400	3,366	8,285	8,400	115	96	
					保留地	*8 23.6	0.0	0.0	23.6	0	0	0	0	0	0	
	企業局	工業団地	阿見東部工業団地		H7~H8	50.5	0.7	9.0	41.5	13,136	14,273	13,159	13,059	△ 100	217	
江戸崎工業団地			H21	29.1	0.0	0.0	29.1	2,468	*9 2,468	0	0	0	0			
計					1,628.7	70.7	463.8	1,164.9	391,820	211,930	399,742	369,222	△ 30,520	5,669		
開発公社	プロパー工業団地等	分譲中	つくば関城	H1~H3	18.4	0.0	14.8	3.6	337	596	団地毎に区分していない。					
			南中郷	S48~H1	21.6	0.0	4.2	17.4	419	1,764						
			東筑波新治	H2~H5	24.4	0.0	19.5	4.9	1,431	1,431						
			茨城	H2~H5	21.9	0.0	10.6	11.3	1,616	3,296						
			つくば下妻第二	H4~H7	17.4	0.0	4.2	13.2	2,617	2,944						
			常陸太田	S56~S62	27.2	0.0	26.2	1.0	180	180						
			古河名崎工業団地	H20~	63.0	0.0	0.0	63.0	1,702	*10 1,702					0	0
	計					193.9	0.0	79.5	114.4	8,302	11,913	*11 26,405	*11 15,549	*11 △ 10,856	*11 123	

区 分	団地名等	取得年	分譲可能面積	21分譲面積	21末分譲済面積	未分譲面積	簿価	公募価格(収入見込額)等	20末借入残高	21末借入残高	差引額	H21年度支払利息額	
			(ha) a	(ha) b	(ha) c	(ha) d(=a-c)	(百万円)	(百万円) *1	(百万円) e	(百万円) f	(百万円) g(=f-e)	(百万円)	
土地開発公社	一般公共部門 公有用地	道路・公園・河川等(買い戻し)	H2~H21	412.0	14.7	399.4	12.6	4,544	4,544	7,557	4,544	△ 3,013	92
		代替地	H2~H17	33.0	1.3	26.9	6.1	81	81	358	217	△ 141	*12 3
	完成土地等	ひたちなか地区	H4~H12	55.9	6.6 (0.0)	17.1 (11.0)	38.8 [ 27.8]	14,540	14,540	19,972	16,981	△ 2,991	*12 209
		土浦市瀧田地区	H3~H6	2.0	0.0	0.7	1.3	234	234	327	327	0	*12 4
	新線部門 公有用地	代替地	H3~H10	59.7	0.1	48.5	11.2	185	185	1,174	1,164	△ 10	*12 14
計			562.6	22.7 (0.0)	492.6 (11.0)	70.0 [ 59]	19,584	19,584	29,388	23,233	△ 6,155	92	
住宅供給公社	分譲中団地	潮来サニータウン	S48~S48	*13 14.2	0.1	13.8	0.4	63	*15 63	団地毎に区分していない。			
		百合が丘ニュータウン	S49~H1	*13 26.5	0.5	20.7	5.8	1,449	*15 1,449				
		永国	S61~H5	*13 10.6	0.0	10.5	0.1	37	*15 37				
		第2千代田南	H1~H2	3.5	0.3	3.5	0.0	0	*15 0				
		桂たかね台	H2~H7	9.6	0.7	5.6	4.0	360	*15 360				
		市毛	H2~H2	*13 1.3	0.0	1.1	0.2	68	*15 68				
		紫尾	H4~H7	3.9	0.1	3.9	0.0	0	*15 0				
		水戸ニュータウン(1期)	H3~H16	22.8	0.7	11.4	11.4	2,467	*15 2,467				
	事業凍結中団地	百合が丘ニュータウン(環境共生地区)	S49~H1	*14 17.1	0.0	0.4	16.7	1,431	*15 1,431				
		北条	H2~H8	13.4	0.1	2.4	11.0	818	*15 818				
		大貫台	H3~H14	69.6	0.0	0.0	69.6	1,140	*15 1,140				
		水戸ニュータウン(2・3期)	H3~H16	*14 96.5	1.2	11.0	85.5	2,375	*15 2,375				
		西十三奉行	H3~H13	27.2	0.4	10.1	17.1	1,822	*15 1,822				
		プロヴァンス笠間	H5~H7	8.2	0.0	3.9	4.3	332	*15 332				
その他			S38~H10	36.4	3.3	28.4	8.0	192	*15 192				
計			360.8	7.4 (8.3)	126.7 (69.9)	234.1 [ 1523.6]	12,554	*15 12,554	22,641	21,288	△ 1,353	383	
茨城ポータルシティ	不事動業産用	ひたちなか地区	H9	6.5	0.0 (0.0)	0.0 (6.5)	6.5 [ 0]	3,058	*16 3,085	0	0	0	0
鹿島開発市	販売産用不	鹿嶋・潮来・神栖市内	H5~H17	4.5	0.5	0.9	3.6	265	*17 265	0	0	0	0
合 計			2,757.0	101.3 (8.3)	1,163.5 (69.9)	1,593.5 [ 1523.6]	435,583	259,331	478,176	429,292	△ 48,884	6,267	

(注) b, c欄下段( )内:貸付済面積 (分譲済み面積に含まれない)

d欄下段[ ]内:分譲可能面積(未分譲面積-貸付済面積)

- \*1 公募価格, H21末鑑定評価額, 将来負担見込額算定時の土地販売収入見込額のいずれかを計上。
- \*2 県企画部【つくばエクスプレス沿線地区】, 県土木部【茨城港, 圏央道沿線(阿見吉原地区)事業課地区】の分譲可能面積等は, 計画面積を計上。
- \*3 県企画部【工業団地(開発公社委託分)常陸那珂】は, 平成21年度に貸付地7.4haのうち6.9haを分譲し, 残り0.5haの貸付けを終了。
- \*4 県企画部【工業団地(開発公社委託分)茨城中央】の公募価格等は, 2期分が未造成用地のため, 1期分の鑑定評価額に2期分の現況素地評価額を加算し計上。
- \*5 県企画部【工業団地(開発公社委託分)北浦複合, 茨城中央(笠間地区), 空港テクノパーク】の公募価格等は, 現況の素地評価額を計上。
- \*6 県企画部【未造成工業団地等】の分譲可能面積は, 県が買い取った面積を計上。簿価・公募価格等は, 県が買い取った価額を計上。
- \*7 県土木部【港湾関連用地茨城港】の借入残高, 支払利息額は, 造成済, 造成中の残高を面積により按分して計上。
- \*8 県土木部【圏央道沿線(阿見吉原地区)未事業化地区】の分譲可能面積は, 西南工区の想定面積を記載。
- \*9 県企業局【江戸崎工業団地】の公募価格等は, 簿価を計上。
- \*10 開発公社【プロパー工業団地古河名崎工業団地】の公募価格等は, 契約手続(予約契約)中のため, 簿価を計上。
- \*11 開発公社【プロパー工業団地等】の借入残高, 支払利息額は, 平成21年度に県へ事業承継した県企画部【未造成工業団地等】分及び県企業局【江戸崎工業団地】分を除く。
- \*12 土地開発公社【一般公共部門代替地, ひたちなか地区, 土浦市瀧田地区, 新線部門代替地】のH21年度支払利息額のうち, 県債による無利子貸付分の県支払い利息額については, 合計額に計上しない。
- \*13 住宅供給公社【潮来サニータウン, 百合が丘ニュータウン, 永国, 市毛】については, 完売(契約済)しているが, 登記手続中等のため面積等計上。里見白幡台は, 平成20年度に完売したため表から削除。
- \*14 住宅供給公社【百合が丘ニュータウン(環境共生地区), 水戸ニュータウン(2・3期)】については, 土地利用計画が未確定のため現保有面積を分譲可能面積に計上。
- \*15 住宅供給公社【分譲中団地, 事業凍結中団地等】の簿価, 公募価格等は, 現時点での見込額を計上。
- \*16 茨城ポータルシティ【ひたちなか地区】の公募価格等は, 簿価を計上。
- \*17 鹿島開発市【鹿嶋・潮来・神栖市内】の公募価格等は, 簿価を計上。

平成22年3月31日現在

区 分	団地名等	取得年	分譲可能面積	21分譲面積	21末分譲済面積	未分譲面積	簿価	公募価格 (収入見込額)等	20末借入残高	21末借入残高	差引額	H21年度支払利息額	
			(ha) a	(ha) b	(ha) c	(ha) d(=a-c)	(百万円)	(百万円) *1	(百万円) e	(百万円) f	(百万円) g(=f-e)	(百万円)	
県	総務部等 未利用地	旧畜産試験場	S8~S12	34.9	0.0	0.0	34.9	8,819	*19 8,819	0	0	0	0
		その他	随時	*18 6.9			6.9	5,776	*19 5,776	0	0	0	0
	企画部 工業団地	鹿島奥野谷浜地区	S46~S48	85.4	2.5 (0.0)	51.6 (12.5)	33.8 [ 21.3]	1,295	*19 10,556	0	0	0	0
		鹿島臨海工業団地等	S42~H5	2,831.4	3.6 (0.0)	2,698.2 (23.0)	133.2 [ 110.2]	9,505	*19 13,960	0	0	0	0
		その他 鹿島開発代替地	S42~	2,669.3	15.9	2,589.7	79.6	1,610	*19 1,610	0	0	0	0
	計			5,627.9	22.0 (0.0)	5,339.5 (35.5)	288.4 [ 252.9]	27,005	40,721	0	0	0	0

\*18 県総務部【未利用地】の処分可能面積は、H21年度末の処分可能面積を計上。

\*19 県総務部【未利用地】、企画部【工業団地、その他】の公募価格等は、簿価、固定資産税課税評価額、公募価格のいずれかで計上。



### 13 公社・県保有土地の状況及び将来負担への対応

H22.5.14

(数値は原則H21末決算見込)

	公社等・特別会計											一般会計							
	分譲可能面積等				簿価 (E)	公募価格 (収入見込額)等 ※1 (F)	借入残高			(参考) 前年度 借入残高 (H20末) (J)	支払利息額		公社・保有土地対策等 (補助金・委託料・公有財産購入費等)			将来負担 見込額 (H21見 込) (Q)	(参考) 前年度 将来負担 見込額 (H20決算) (R)	債務保証 ・損失補償 限度額 (H21最終) (S)	
	分譲済 (A)	未分譲 (B)	事業化 予定等 (C)	事業化 予定等 (D)			うち債務保証 ・損失補償 ・県長期貸付 ・特会借入分 (G)	うち 保有土地分 (H)	うち 保有土地分 (I)		(H21) (K)	うち 保有土地分 (H21) (L)	H18~20 (M)	H21 (N)	H22~41 (O)				
	(B+C+D) ha				億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
住宅供給公社	360.8	126.7	234.1		126	126	542	436	213	621	4.3	4.1	158	78	約 443	55	385	453	428
プロパー分	360.8	126.7	234.1		126	126	542	436	213	600	4.0	3.8	158	55	約 443	55	385	432	
桜の郷分(造成)										21	0.3	0.3		23				21	
土地開発公社	599.0	506.5	92.5		262	220	384	384	299	428	2.0	2.0	29	10	約 156	11	167	208	210
プロパー分	150.6	93.2	57.4		150	150	272	272	187	287	※2 2.3	※2 2.3	29	10	約 90	10	※3 80	※3 89	
桜の郷分(用地)	36.4	13.9	22.5		67	25	67	67	67	65	1.1	1.1			約 66	1	42	44	
公共事業分	412.0	399.4	12.6		45	45	45	45	45	76	0.9	0.9					(45)	(76)	
開発公社	1,029.5	324.3	705.2		1,084	781	1,221	1,221	1,196	1,305	16.9	16.6	79	53	約 687	46	533	552	1,527
プロパー分	193.9	79.5	114.4		83	119	180	180	155	300	※2 1.7	※2 1.2		17	約 108	17	105	145	
公共工業団地分	835.6	244.8	590.8		1,001	662	1,041	1,041	1,041	1,005	15.4	15.4	79	36	約 579	29	428	407	
<b>三公社計</b> (※7)	<b>1,989.3</b>	<b>957.5</b>	<b>1,031.8</b>		<b>1,472</b>	<b>1,127</b>	<b>2,147</b>	<b>2,041</b>	<b>1,708</b>	<b>2,354</b>	<b>23.2</b>	<b>22.7</b>	<b>266</b>	<b>141</b>	<b>約 1,286</b>	<b>111</b>	<b>1,040</b> (45)	<b>1,138</b> (76)	<b>2,165</b>
区画整理(TX沿線地区)	414.8	110.9	303.9		1,845	950	1,845	1,845	1,845	2,183	29.1	29.1		317	約 920	7	895	840	
TX償還剰余金による繰上償還 金利負担対策														100	(約 435)				
関連公共施設整備負担金															約 280				
大規模緑地等公共用地														(217)		7			
区画整理(阿見吉原地区)	73.4	17.4	6.7	※4 49.3	110	45	110	110	110	102	1.2	1.2					65	20	
港湾(臨海土地造成) ※5	175.1	54.7	33.8	※6 86.6	736	264	498	498	498	489	7.5	7.5					242	293	
地域振興(阿見東部工業団地等)	79.6	9.0	70.6		156	167	131	131	131	132	2.2	2.2					19	16	
その他	24.8	14.0	10.8		36	40	118	101	1	125	0.4								
<b>特会その他計</b> (※7)	<b>767.7</b>	<b>206.0</b>	<b>425.8</b>	<b>135.9</b>	<b>2,883</b>	<b>1,466</b>	<b>2,702</b>	<b>2,685</b>	<b>2,585</b>	<b>3,031</b>	<b>40.4</b>	<b>40.0</b>		<b>100</b> (217)	<b>約 485</b> (約 435)	<b>7</b>	<b>1,221</b>	<b>1,170</b>	
<b>合計</b> (※7)	<b>2,757.0</b>	<b>1,163.5</b>	<b>1,457.6</b>	<b>135.9</b>	<b>4,356</b>	<b>2,593</b>	<b>4,849</b>	<b>4,726</b>	<b>4,293</b>	<b>5,385</b>	<b>63.6</b>	<b>62.7</b>	<b>266</b>	<b>241</b> (217)	<b>約 1,771</b> (約 435)	<b>118</b>	<b>2,261</b> (45)	<b>2,307</b> (76)	<b>2,165</b>

※1: 公募価格、H21末鑑定評価額、将来負担見込額算定時の土地販売収入見込額のいずれかを計上

※2: 土地開発公社及び開発公社プロパー分の支払利息額のうち県無利子貸付分については、県債利息額を計上  
(土地開発公社: 2.3億円, 開発公社: 0.2億円)(合計に含まない)

※3: 土地開発公社の将来負担見込額は、県貸付分に係る評価額を含む実質的な将来負担見込額

※4: 阿見吉原地区について、事業化予定の西南工区の保有土地面積(想定)を計上

※5: 港湾事業(臨海土地造成)は、常陸那珂港区、日立港区及び大洗港区を計上

※6: 常陸那珂港区及び日立港区の造成中面積を計上

※7: ( )は外数=大規模緑地等公共用地取得分(TX特会)、公共事業用地先行取得受託分(土地開発公社)、TX剰余金による繰上償還対策(H26~37、TX特会)

## 14 保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(案)

	H22	H23~26	H27~31	H32~36	H37~41
1. 住宅供給公社 (H21末:384億円)	経営支援補助金 <46億円>	三セク改革推進債の活用(H22~37:381億円) <15億円> <28~29億円/年> <27~28億円/年> <13~27億円/年>			
2. 土地開発公社 (H21末: 80億円)	経営支援補助金(~H27)	<9.7億円/年>			
		低価格法の適用(H21決算評価損37億円) → 県貸付金の債権放棄で対応			
3. 桜の郷 (H21末: 42億円)		計画償還(~H26:43億円) <8.6億円> <8.6億円/年>			
4. 開発公社 (H21末:105億円)	経営支援補助金(~H30) <17億円>	H23~25<13~15億円/年>		H28~30<16~17億円/年>	
		未造成工業団地(事業譲渡分支払) <H26~30:16億円/年>			
5. 公共工業団地 (H21末:428億円)	現年度利子分 <14億円>	<10~13億円/年>	<7~10億円/年>	<4~7億円/年>	<1~3億円/年>
	計画償還 <15億円/年>			計画償還の加速化(H31~) <25~30億円/年>	
6. TX沿線開発 ※ (H21末:528億円)		現年度利子分(H22~41:261億円) <19億円> <20~22億円/年> <16~19億円/年> <7~14億円/年> <1~6億円/年>			
	関連公共施設整備負担分(H22~39:205億円) <7億円>	<13~22億円/年>	<6~13億円/年>	<10億円/年>	
7. 港湾(臨海土地造成) (H21末:242億円)				計画償還(H31~38:250億円) <30億円/年>	
8. 阿見吉原地区 (H21末: 65億円)		関連公共施設整備負担分(39億円)(H22~36) <1億円> <3~10億円/年> <1~3億円/年> <1億円/年>			
				計画償還(H31~36:21億円)<3.5億円/年>	
計	144億円 (当初:118億円 補正: 26億円)	100~120億円程度/年			30~100億円程度/年
実質的な将来負担見込額 1,890億円程度(H21末)	1,840億円程度	1,400億円程度(H26末)	900億円程度(H31末)	300億円程度(H36末)	—億円程度(H41末)

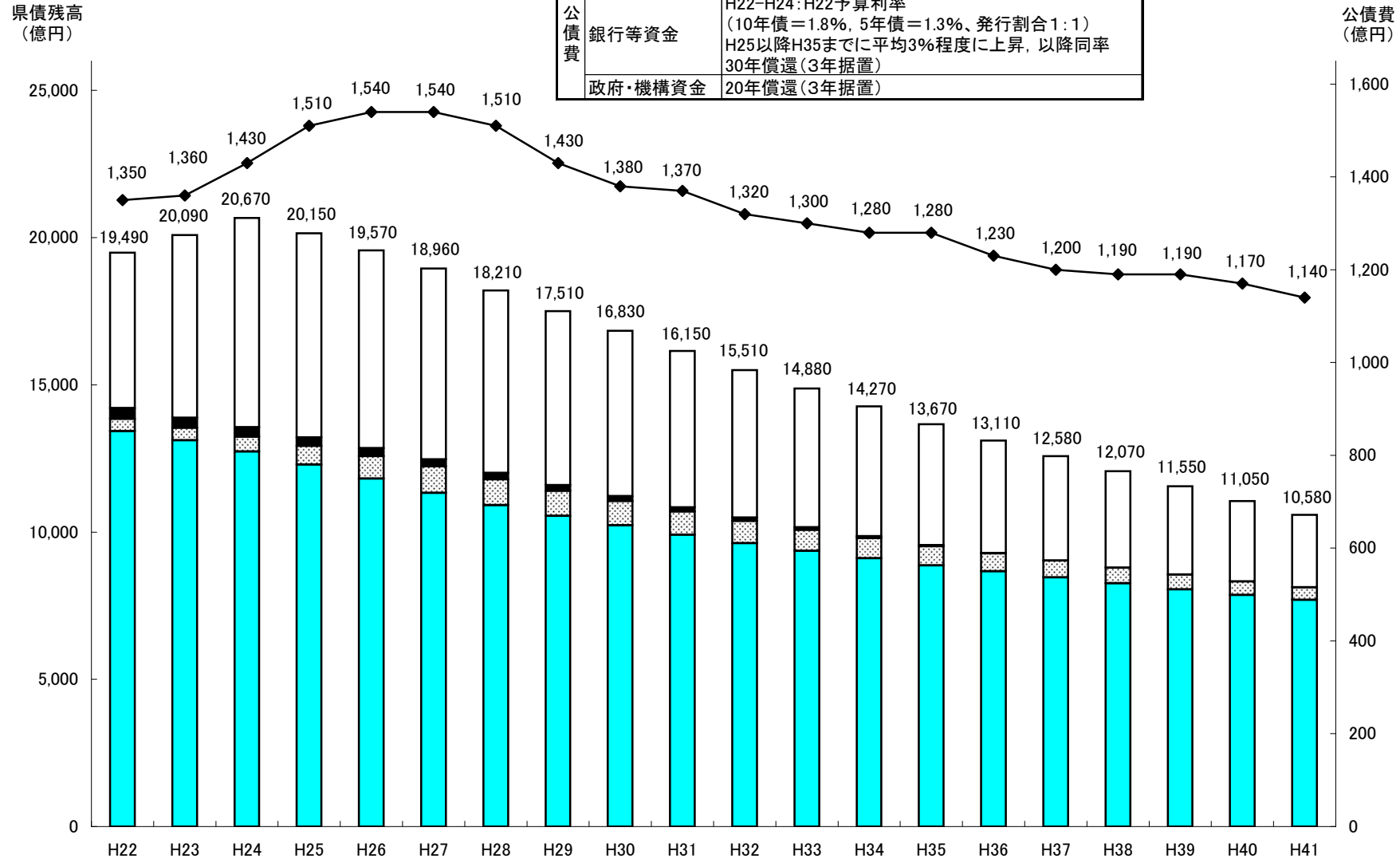
※ TX会社からの償還剰余金(H29~37:331億円)による繰上償還を除いた額

# 15 県債残高、公債費の見通し

○平成21年度末県債残高ベースで保有土地対策20年（三セク債償還15年）を講じた場合の県債残高、公債費は以下のとおりとなる。

前提条件		
県債	区分	発行額
	特例的県債	H22-24臨時財政対策債以外は新規発行なし
	退職手当債	H22当初予算に対する退職手当の増減見合いで計上 H28以降新規発行なし
	公共投資等県債	H22-H31:対前年度△3% 以降同額
公債費	区分	利率等
	銀行等資金	H22-H24:H22予算利率 (10年債=1.8%, 5年債=1.3%、発行割合1:1) H25以降H35までに平均3%程度に上昇, 以降同率
	政府・機構資金	20年償還(3年据置)

- 特例的県債
  - 第三セクター等改革推進債  
(年利1.029%)
  - 退職手当債
  - 公共投資等県債
- ※折れ線グラフは公債費



## 16 将来負担の見通し

○保有土地対策20年（三セク償還15年）による将来負担比率等の見通し

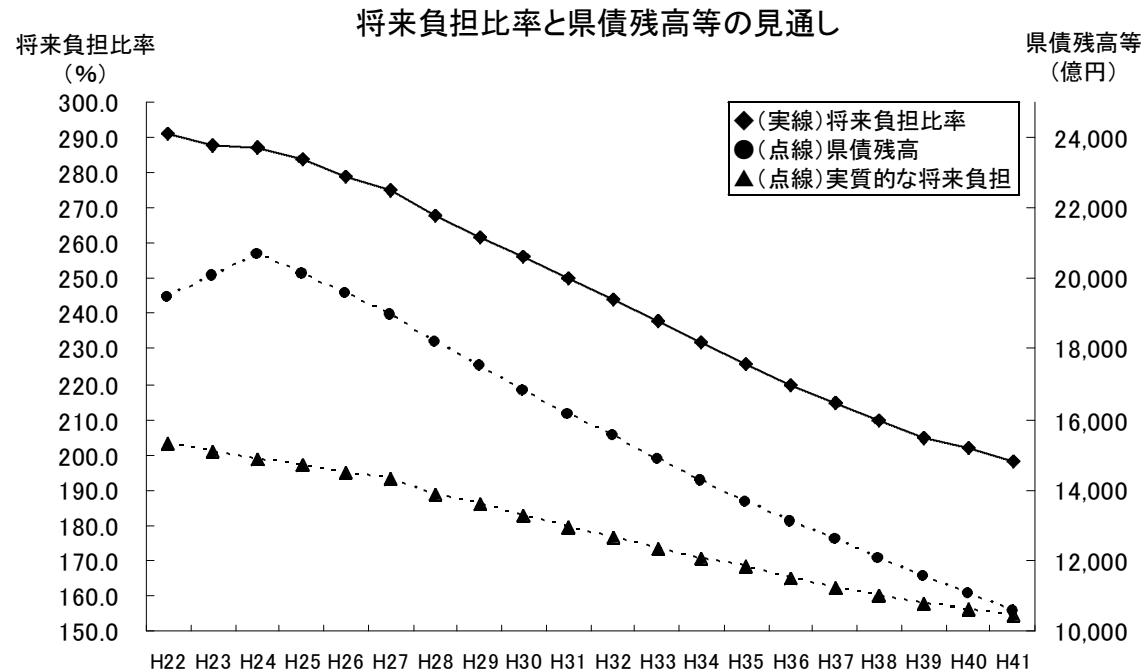
計画的に県債償還と保有土地対策を行っていくことにより、将来負担比率等は以下のとおり毎年度低減していく見通し

(単位：億円)

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H36	H41
実質的な将来負担	15,340	15,080	14,890	14,680	14,510	14,310	13,890	13,600	13,290	12,960	11,520	10,440
うち保有土地等に係る実質的な将来負担	1,840	1,730	1,610	1,480	1,400	1,280	1,160	1,090	1,010	900	300	0
将来負担比率(%)	291	288	287	284	279	275	268	262	256	250	220	198
一般会計県債残高	19,490	20,090	20,670	20,150	19,570	18,960	18,210	17,510	16,830	16,150	13,110	10,580
保有土地対策	144	110	110	110	110	100	100	100	100	120	110	30
繰替運用後実質収支	0	0	0	0	0	0	△ 90	△ 90	△ 10	40	90	280

※「保有土地対策」は、保有土地等に係る実質的な将来負担への対策

※実質的な将来負担＝将来負担見込額－充当可能財源



# 17 茨城県住宅供給公社における将来負担対策の概要

## ○公社解散に伴う対策の考え方

- (1) 公社解散に伴い、
- ① 県が負担する必要がある損失補償に要する経費
  - ② 貸し倒れとなる県貸付金のうち、短期貸付金の整理に要する経費について、第三セクター等改革推進債を活用して対応。

## ○対策の概要

(1) 三セク債の発行に係る対応		(億円)
公社借入金		借入額
県の損失補償 がある借入金	民間金融機関	111
	国(NTT-A資金)	1
県貸付金	短期貸付金	268
	長期貸付金	10
小計		390
県の損失補償 がない借入金	住宅金融支援機構	100
	国(NTT-A資金)	4
小計		104
合計		494

### 《三セク債対象額》

(元本) 380億円 … **A**

+

(利子等) 1億円 … **B**

合計 381億円 (**A+B**)

### ※県短期貸付金内訳

- ・ 経営支援貸付金：261億円
- ・ 県営住宅用地先行取得資金：7億円

(参考) 手続きの流れ

裁判所へ破産手続開始の申立



金融機関等から公社へ一括返済請求  
(公社は返済不能)



金融機関等から県へ損失補償の請求



県による損失補償の実行



金融機関等から県へ債権譲渡  
(損失補償実行分)

## (2) 保有土地にかかる9月補正の概要

(単位：百万円)

		現計		補正額		補正後	
		歳出	財源	歳出	財源	歳出	財源
住宅供給公社	経営支援貸付金	26,368	諸 26,368	-	債 26,083 諸 Δ26,083	26,368	債 26,083 諸 285
	県営住宅用地先行取得資金	811	諸 811	-	債 718 諸 Δ718	811	債 718 諸 93
	損失補償対策費	-	-	11,276	債 11,276	11,276	債 11,276
	計	27,179	諸 27,179	11,276	債 38,077 諸 Δ26,801	38,455	債 38,077 諸 378

# 18 財団法人茨城県開発公社における将来負担対策の概要

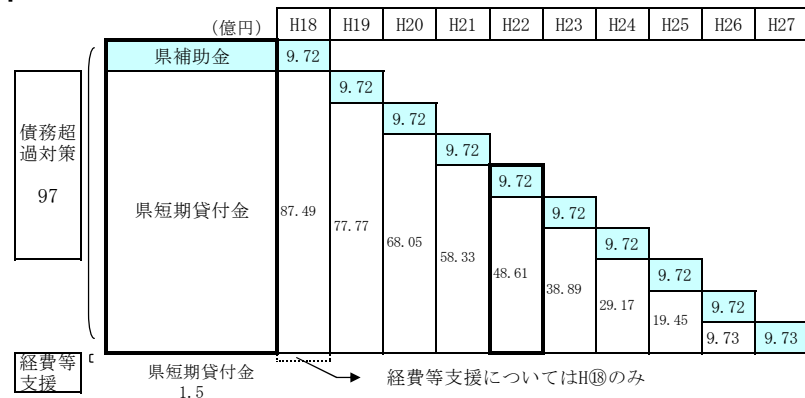
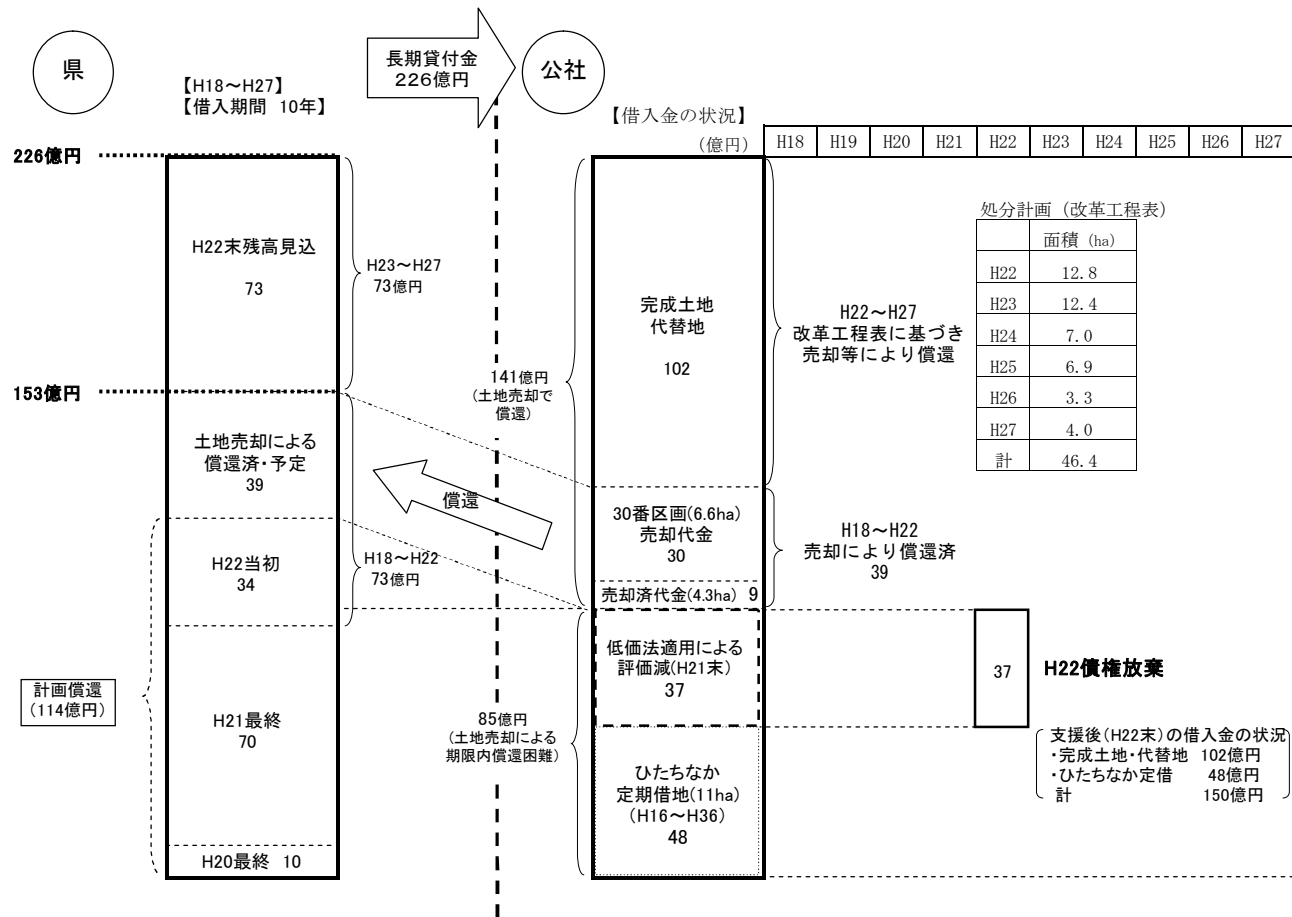
## 基本方針

- ・支援計画期間を10年間（H21～30）とし、前期・後期に分けた支援策を実施する（支援策については、5年目に検証し、必要に応じ見直しを行う）。
- ・県の財政状況を勘案し、単年度の一財負担額を平準化する（住公、土地公の処理が終了するH27年度までは、毎年概ね15～17億円程度）。なお、平準化に伴う額を県無利子貸付金により並行支援する。
- ・事業承継した未造成工業団地のうち江戸崎工業団地は、企業局で事業を実施する。

（単位：百万円）

区分	支援策の概要	前期					見直し年次	後期					H31年度	備考
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
低価法に伴う工業団地の評価損処理 4,622百万円	・21年度に導入する低価法により発生する保有土地の評価損について、5年間で補助。 ・21年度から段階的に補助金を交付し、補助金で全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。	補助金 1,284 貸付金 3,425	1,522 1,816	1,089 727	500 227	227						補助金 0億円 貸付金 0億円		
未造成工業団地の買取 8,494百万円	・開発公社が事業化断念した未造成団地を県が事業承継するにあたって、21年度からの10年間（5年据え置き）で買取を実施。 ・10年間段階的に全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。 ・江戸崎工業団地分は、企業局で事業を実施。→土地の売却により一財負担額が減額。	公有財産 購入費 670 貸付金 8,494	7,824	7,824	7,824	7,824	公有財産 購入費 1,565 貸付金 6,259	1,565 4,694	1,565 3,129	1,565 1,564	1,564	公有財産 購入費 0億円 貸付金 0億円	江戸崎工業団地の企業局による事業化	
分譲中工業団地の金利対策による貸付及び金利支援※ ○貸付（H23～） 5,443百万円 ○金利支援（H21～22） 228百万円	・分譲中のプロパー工業団地に係る金融機関からの長期借入金を、県単年度無利子貸付により、償還期限の到来が集中する23年度に一括償還し、金利負担の発生を軽減。 ・分譲に因り償還を行うことで、逡減(10年間)。 ・21年度～22年度における借入金利子については補助金で支援。	補助金 86	142	貸付金 5,443	4,763	4,082	3,402	2,722	2,041	1,361	681	貸付金 0億円	分譲に応じた柔軟な償還（～H30完了）	
低価法に伴う代替地の評価損処理 860百万円	・低価法の導入により発生する代替地の評価損について、支援計画前期(H24～25)に補助。				補助金 400	補助金 460						補助金 0億円	計画前期支援	
砂沼サンビーチの譲渡・撤去費支援 800百万円	・21年度に下妻市に無償譲渡する損失処理。 ・24年度(予定)に施設撤去を行う際に発生する経費に対する支援。	補助金 307			補助金 493							補助金 0億円		
いこいの村溜沼の譲渡・撤去費支援 1,000百万円	・施設譲渡する損失処理。 ・施設撤去を行う際に発生する経費に対する支援。			補助金 411		補助金 589						補助金 0億円	時期未確定 (H22以降)	
公社ビル・駐車場の減損又は売却損に伴う損失処理 5,000百万円	・公社ビル・駐車場の減損損失分について、支援計画後期(28年度から)に3年間で補助。 ・28年度から3年間補助金で全額処理し終えるまでの間、残額を単年度無利子貸付金により支援。								補助金 1,700 貸付金 3,300	補助金 1,700 貸付金 1,600	補助金 1,600	補助金 0億円 貸付金 0億円		
公有財産購入費 8,494百万円 経営支援補助金 12,510百万円 経営支援貸付金 最大13,994百万円	一般財源負担分 21,004百万円	単年度予算額	14,266	11,304	15,494	14,207	13,182	11,226	8,981	11,735	7,790	3,845		
		公有財産購入費	670	—	—	—	—	1,565	1,565	1,565	1,565	1,564	8,494百万円	
		経営支援補助金	1,677	1,664	1,500	1,393	1,276	—	—	1,700	1,700	1,600	12,510百万円	
		無利子貸付金	11,919	9,640	13,994	12,814	11,906	9,661	7,416	8,470	4,525	681		

# 19 茨城県土地開発公社における将来負担対策の概要



## 20 TX沿線開発事業における将来負担対策

### ○土地処分計画

(単位: ha)

年度	実績	計 画						
	～H21	H22	H23	H24	H25～H29	H30、H31	H32～H41	計(H22～)
目標面積	113.2	5.3	7.0	10.0	16.4/年			301.6
保留地	6.6	2.7	0.7	1.7	13.1/年	8.8/年	—	87.5
先買地	106.6	2.6	6.3	8.3	3.3/年	7.6/年	16.4/年	214.1

(H21決算ベース)

実質的将来負担見込額	対策の所要額
528億円	466億円

\*TX会社からの償還剰余金(H29～37:331億円)による繰上償還を除いた額

(単位:億円)

土地処分収入	744	55	48	65	496	180	957	1,801
--------	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-------

### ○対策年次計画

(単位:億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	計(H22～)
①関連公共施設整備(下水道整備等)		7	20	22	15	14	13	14	15	7	5	H21以前分(74億円)→										205
②現年度利子分		19	22	22	21	20	19	18	18	17	15	14	12	10	9	7	6	4	3	2	1	261
計		26	43	44	36	34	32	33	32	24	20	24	22	20	19	17	16	14	7	2	1	466

\*このほか、TX会社からの償還剰余金(H29～37:331億円)による繰上償還を実施

### ○県債残高の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
県債残高(TX特会)	1,845	1,804	1,778	1,748	1,685	1,629	1,581	1,513	1,430	1,326	1,218	1,057	904	751	608	479	375	271	174	80	0